

[速報版]

- 委員長（谷口敏也さん） それでは、ただいまから厚生委員会を開きます。
- 委員長（谷口敏也さん） 初めに休憩を取って、審査日程及び本日の流れを確認いたしたいと思います。
- 委員長（谷口敏也さん） 休憩いたします。
- 委員長（谷口敏也さん） それでは、委員会を再開いたします。
- 委員長（谷口敏也さん） 審査日程及び本日の流れにつきましては、１、議案の審査について、２、議案の取扱いについて、３、行政報告、４、管外視察について、５、所管事務の取扱いについて、６、次回委員会の日程について、７、その他ということに進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしということで、確認いたしました。

なお、質疑時間につきましては、１議題につき委員１人当たり原則として片道30分以内となっておりますが、議案第64号、議案第66号、議案第68号の一括審査に当たっては、これを45分以内といたしたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしということで、さよう確認いたしました。

- 委員長（谷口敏也さん） それでは、市側が入室するまで休憩いたします。
- 委員長（谷口敏也さん） それでは、委員会を再開いたします。
- 委員長（谷口敏也さん） 議案第64号 三鷹市子どもの権利に関する条例、議案第66号 三鷹市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、議案第68号 三鷹市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例、以上３件は関連がございますので一括議題といたします。

なお、質疑時間については、１議題につき委員１人当たり原則として片道30分となっておりますが、議案第64号、議案第66号、議案第68号の一括審査に当たっては、これを45分以内とすることが確認されておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上３件に対する市側の説明を求めます。

- 子ども政策部長（近藤さやかさん） おはようございます。では、まず議案第64号は私、近藤から、66号、68号は担当の課長から御説明を申し上げます。

まず、議案第64号 三鷹市子どもの権利に関する条例です。資料は、ページ、１ページになります。

まず、１、条例制定の背景でございます。子どもの権利につきましては、平成元年に国連総会で児童の権利に関する条約が採択され、日本は、平成６年の４月に条約を批准しております。また、令和５年４月には、日本国憲法及び条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指しまして、こども基本法が施行されたところでございます。三鷹市では、平成20年に三鷹子ども憲章を制定し、三鷹の子どもたちが健やかに成長できるよう取組を進めてきております。さらには、人権を尊重するまちづくりの上位規範としまして、人権を尊重するまち三鷹条例を制定し、令和６年４月に施行しております。こうした背景を踏まえまして、子どもの権利を擁護し、子どもが幸せに暮らし、将来に夢や希望を持つことができるまちを実現するため、本条例の制定に向けて取り組んでまいりました。

２、検討の経過でございます。条例の検討に当たりましては、平成６年１１月に学識者による（仮称）

[速報版]

三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会を設置し、今年の4月の報告書提出まで、計8回の検討協議を進めてまいりました。また、条例の制定に向けまして、子どもの意見を聴取するため、令和6年12月には子どもの権利について考えるワークショップを実施、令和7年6月から7月にはアンケートを実施しまして、聴取した子どもの意見や思いを踏まえまして、検討協議を行ってまいりました。令和8年4月に検討委員会から提出されました報告書の内容を踏まえまして、本条例（案）の骨子を作成し、5月18日から6月7日までパブリックコメントを実施し、27名の方から105件、重複の意見を除くと97件の御意見を頂戴いたしました。さらには、令和6年度に実施いたしましたワークショップの参加者を対象とした子どものワークショップを5月31日に開催したところでございます。

条例の内容につきましては、さきに提出しております議案のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。お手元、議案でございますでしょうか。議案ですので、大丈夫ですか。資料の中でなく、議案のほうですね。

まず、条例の内容についてでございます。前文から構成いたします。ちょっと、少し長く説明がなるんですが、全部は全て読み上げさせていただきたいと思っております。まず、子どもはかけがえのない存在であることから始まります。

子どもは、一人ひとり、かけがえのない大切な存在です。

全ての子どもは平等であり、生まれながらに権利を持っています。

子どもの心身の状況や取り巻く環境にかかわらず幸せに暮らすことができるように、子どもの権利が守られなければなりません。

子どもは、一人の人間として尊重され、夢や希望を持ちながら成長する存在です。大人は、子どもの声や思いを聴き、誠実に受け止め、子どもとともに考えることが重要です。大人には、子どもが安心して暮らせる環境をつくる責任があります。

子どもは、大切にされ、周囲の人々と関わり、多様な経験を通じて成長しながら、自分の意見や思いを持ち、表現し、自分のことは自分で決めることができます。このことを大人も子どもともに理解することが重要です。

これまで三鷹市では、市民と市が協力し、ともにまちづくりに取り組んできました。三鷹市は、長い間培ってきた地域の力を活かし、大人が子どもをあたたかく見守り、子ども一人ひとりの権利が守られ、お互いのことを尊重し大切にできる地域づくりを推進していきます。

三鷹市は、本条例を定めることにより、子どもを権利の主体として尊重し、その権利を擁護するとともに、子どもに関係する全ての事項について子どもの最善の利益を第一に考えます。そして、子どもが幸せに暮らし、将来に夢や希望を持つことができるまちを実現し、身近な地域社会として子どもの権利を守っていきます。

次から、子どものみなさんということで、子どもへのメッセージになります。

あなたは、かけがえのない大切な存在です。

あなたは、生まれたときから権利を持っています。

あなたは、安心して暮らし、自分らしく過ごすことができます。

あなたは、成長に合わせて、心身ともに豊かに育つことができます。

あなたは、自分の意見や思いを伝えることができます。

あなたは、困ったときに、助けてもらうことができます。

[速報版]

大人は、あなたの権利を守ります。

大人は、あなたの立場に立ち、あなたのことを第一に考えます。

大人は、あなたの声や思いに耳を傾け、その気持ちを大切にします。

大人は、あなたがつらいときや悩んだときに、どうすればいいか、一緒に考えます。

三鷹市は、全ての子どもの権利を守り、だれもが幸せに暮らすことができるように、この条例を定めます。

次は、それぞれの条項になります。ポイントについて説明をさせていただきます。

まず、第1条は、条例の目的となっております。この条例は、条約に基づき、子どもの権利の内容を明確にし、子どもに関係する全ての事項について子どもの最善の利益を考えるとともに、権利を擁護する仕組みをつくることにより、子どもの権利を保障することを目的としております。

定義としまして、条例の定義を、子ども、保護者、市民、子どもに関わる施設、事業者等、市について定義をいたします。

第1号では、子どもについて、おおむね18歳未満の者、18歳以上であっても、継続的に支援が必要な者、または心身の発達過程にある者を含んでおります。

第2号には、保護者。保護者は、親だけではなく、里親その他親に代わり子どもを養育する者といいます。

第4号では、子どもに関わる施設として、市内の児童福祉施設及び学校のほか、子どもが遊び、学び、または利用する施設としております。

次に、第2章になります。子どもの権利の内容となります。項番は第3条から第8条まで、6つとなります。子どもの権利の内容を示しております。

第3条は、子どもが、一人の人間として尊重され、安全に、安心して生きる権利として、命が守られ、差別されず、暴力により心身を傷つけられることなく、安全で安心できる環境の下、健やかに生活することができるとしております。

第4条では、自分らしく生きる権利として、個性が認められ、個人の人格が尊重されるとともに、自分の思いや考えが大切にされ、プライバシーが守られることとしております。

第5条は、豊かに育つ権利。成長に合わせて心身ともに豊かに育つ権利としまして、遊び、学び、休息を取ることができ、安心できる居場所で、自由な時間を過ごせます。また、文化、芸術、スポーツ、自然等に親しみ、その他、成長、発達に応じて体験を行うことができるとしております。

第6条、自分の意見や思いを伝える権利としまして、表現する機会が確保され、自由に表すことができ、そのことにより不利益を受けることはないとしております。

第7条、適切な支援を受ける権利として、困っているときやつらい気持ちになったときに、相談することができ、成長や発達に応じて、助言や援助を受けることができます。

第8条、社会を構成する一員として育ち、社会に参加する権利として、成長に応じて、自ら考え、意思決定を行うことができ、そのために必要な情報を得ることができるとしております。

次に、第9条から第13条までは、市、保護者、市民、子どもに関わる施設、事業者等が担う役割を定めます。

第9条、市の役割としましては、子どもの権利が保障され、子どもが幸せに暮らすことができるまちづくりを推進するため、子どもに関する施策を子どもの意見や思いを尊重しながら総合的に実施をいた

[速報版]

します。

第10条は、保護者の役割です。子どもの意見や思い、人格を尊重し、子どもが安心して心身ともに健やかに育つことができる環境を確保します。

第11条は、市民の役割です。子どもが権利の主体であり、社会の大切な一員であることを理解し、子どもが幸せに暮らすことができるまちの実現に向けて、市が行う子どもに関する施策に協力をするとしております。

第12条、子どもに関わる施設の設置者等の役割。子どもに関わる施設の設置者等は、子どもの権利を保障しながら、子どもの遊び、学び、育ちを支援するとともに、保護者や市、関係機関と協力しながら、子どもの権利を守る取組を推進するとしております。

第13条は、事業者の役割としまして、保護者や市、関係機関等と協力しながら、子どもの権利を守る取組を推進するとしております。

第4章は、子どもの権利を守るまちづくりの取組について定めております。

第14条では、子どもの権利の普及・啓発としまして、市は、市民や子どもに関わる施設の設置者等、事業者等が子どもの権利について学び、理解を深めるため、普及・啓発を行うとともに、毎年11月を子ども月間として定めることとしております。

第15条、子どもの成長や状況に応じた取組としまして、市は、全ての子どもの生命や身体が守られ、成長や発達に応じた適切な養育の下で健やかな成長を行うことができるよう取り組むこととしております。

第16条は、教育を受ける機会の確保としまして、市は、全ての子どもに教育を受ける機会が等しく与えられるように取り組むことといたしております。

第17条は、個人の尊重及び差別の禁止として、市は、子ども一人一人が権利の主体であり、尊重されるべき個人として認められ、差別的な取扱いを受けることなく、その他基本的な人権が保障されるよう取り組むとしております。

第18条は、安心できる居場所づくりでございます。市、保護者、市民、子どもに関わる施設の設置者等、事業者等は、家庭や子どもに関わる施設その他の活動の場が、子どもが安心して過ごすことができる居場所となるよう協力して環境の整備に努め、情報を広く発信いたします。

第19条、子どもの意見や思いの表現の機会の確保といたしまして、市、市民、子どもに関わる施設の設置者等は、子どもが自分の意見や思いを自由に表現できる仕組みづくり、子どもの意見や思いの表現を促進し、子どもに関係する事項を決定するときは、子どもの意見や思いを聴く機会を設け、その意見や思いを尊重し、可能な限り反映させるよう努めることとしております。

第20条は、子どもの社会参加及び参画の推進としまして、市は、子どもが社会の大切な一員として、主体的にまちづくりや地域コミュニティの活動に参加、参画できる仕組みをつくり、市民、子どもに関わる施設の設置者等は、子どもの主体的な参加及び参画に協力するよう努めるとともに、必要な情報が得られるよう、子どもに向けた分かりやすい情報発信や説明に努めるとしております。

第21条は、子どもの話を聴く仕組みづくりといたしまして、市、保護者、市民、子どもに関わる施設の設置者等及び事業者等は、子どもが過ごす居場所において子どもが話しやすい仕組みをつくり、子どもの話に耳を傾け、受け止めるよう努めるとしております。また、市は、子どもの困り事や不安、悩み等について話を聴く場所として、子どもを対象とした相談窓口を設置し、内容に応じて必要な支援へ

[速報版]

つながるよう、関係機関と連携して相談体制を整備すること、また、個人情報、秘密の保護を規定しております。

第5章は、子どもの権利擁護の規定となっております。

第22条は、擁護委員の設置に関する規定です。市長は、子どもの権利を守り、子どもの権利の侵害について救済するため、市長の附属機関として、三鷹市子どもの権利擁護委員を設置いたします。擁護委員は、5人以内で、子どもに関して見識のある者とし、任期は2年としております。

第23条は、擁護委員の職務となります。子どもの権利侵害についての相談に応じ、必要な助言、支援、または調査を行います。また、子どもの権利侵害から救済するための関係者間の調整や要請を行うとともに、権利侵害を防ぐために、意見を述べます。その他、子どもの権利擁護について、必要な調査を行い、関係者間の連携を図るとともに、普及・啓発に協力いたします。

第24条は、擁護委員の責務となります。公正かつ中立に職務を遂行するとともに、政党や政治的目的のために地位を利用してはならず、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりませんし、職を退いた後も同様といたします。

第25条は、活動の報告及び公表となります。擁護委員は、年度ごとにその活動内容を市長に報告し、市長は、その内容を公表いたします。また、擁護委員は、子どもの権利侵害からの救済が必要であると認める場合は、市長に報告し、市長は、必要な措置を講ずることができるとしております。さらに、擁護委員は、子どもの権利侵害からの救済のための要請を行った場合は、必要に応じて、その内容、要請内容を公表することができます。

第6章は、条例の推進に関する規定でございます。

第26条は、推進計画として、こども基本法第10条第2項に基づくこども施策についての計画、現行の計画は三鷹市子ども総合計画でございますが、その計画を推進計画として位置づけ、評価及び検証を行います。

第27条は、推進体制で、市の各機関、関係団体等は、横断的に連携して子どもに関する施策を実施し、市は、国等々と、関係機関と連携して子どもに関する施策を実施いたします。

条例の施行日は令和8年10月1日といたしまして、附則の第2項には、条例後3年を経過した場合、施行状況の検討を行い、必要があると認める場合には、必要な見直しを行うことを規定しております。

では、審査参考資料にお戻りください。2ページ、パブリックコメントの結果についてでございます。資料のタイトル、三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）（案）骨子に係る市民意見への対応についてでございます。

まず、いただいた意見への対応として、先ほども申しましたが、27名の方から105件、重複を除くと97件の御意見をいただいております。いただいた意見への対応として、1枚目の上に凡例が載っておりますが、既に御意見が条例（案）骨子に盛り込まれているものについては、まる1となりまして、件数としては6件になります。条例（案）骨子の基となる条例（素案）に盛り込んでおり、骨子に趣旨が反映されているものとしては、まる2としまして13件、規則の制定段階で判断するものは、まる4で2件、事業実施の段階で判断するものは、まる5で57件、条例（案）や規則等に盛り込むことが困難なものについては、まる6として1件、その他が最後のまる7で18件となっております。後ほど見ていただければと思います。

続きまして、ページ飛びまして、規則（案）でございます。ページは23ページになります。条例の

[速報版]

施行に合わせまして、子どもの権利擁護に関する規則を制定いたします。本日は案として御提出しております。本規則では、子どもの権利擁護委員への相談、申立て、調査要請といった一連の手続や子どもの権利擁護委員の会議の設置等について定める予定となっております。

説明は以上です。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん）　　続きまして、議案第66号　三鷹市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。参考資料の35ページを御覧ください。

当該条例改正の内容でございますが、三鷹市非常勤職員の報酬等に関する条例に子どもの権利擁護委員を追加するとともに三鷹市青少年問題協議会委員を廃止するものでございます。

三鷹市子どもの権利擁護委員につきましては、先ほど議案第64号で御説明させていただきましたとおり、三鷹市子どもの権利に関する条例に基づきまして、子どもの権利を守り、子どもの権利侵害からの救済を図るため、市長の附属機関として設置するものでございまして、報酬額は月額で12万8,000円以内というように考えているところでございます。

また、三鷹市青少年問題協議会委員につきましては、続きましての議案第68号で詳細御説明させていただきますが、三鷹市青少年問題協議会条例の廃止に伴いまして、三鷹市青少年問題協議会委員の職を廃止するものでございます。

資料37ページ目から51ページ目までにはかけましては、三鷹市非常勤職員の報酬等に関する条例の新旧対照表となっておりますが、具体的には、39ページにおきまして青少年問題協議会の委員の削除を記載させていただきますとともに、41ページ目を御覧いただきますと、第69号に子どもの権利擁護委員を追加させていただいているといったところでございます。

また、48ページに資料お飛びいただきますと、48ページ目には子どもの権利擁護委員の月額報酬額を追加させていただくとともに、おめくりいただきまして、50ページ目を御覧いただきますと、青少年問題協議会委員の日額報酬の削除をされたものというようになっているところでございます。

議案第66号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第68号　三鷹市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例につきまして続けて御説明いたします。こちら、参考資料の53ページを御覧ください。

当該条例改正の内容でございますけれども、子ども・子育て会議の所掌事項に、こども基本法に基づく計画に関する事項と子ども・子育て、若者施策に関する事項を追加するものでございます。あわせて、役割を整理した上で、三鷹市青少年問題協議会条例を廃止しまして、関係規定を整備するものとなっております。

改正の理由といたしましては、三鷹市子どもの権利に関する条例におきまして、こども基本法第10条第2項に基づくこども施策についての計画を推進計画として位置づけまして、評価及び検証を行うこととしていることと併せまして、今年度、令和8年4月の組織改正によりまして子ども・若者政策課を設置するなど、若者施策についてより一層取り組むこととしていることから、子ども・子育て会議の所掌事項において、若者施策について明確にし、子ども・子育て、若者施策に反映するといったためでございます。

また、青少年問題協議会条例の廃止につきましては、青少年の指導、育成、保護、矯正を目的としまして、こちらの青少年問題協議会におきましては各行政機関や地域で情報共有を図っておりましたが、一方で、三鷹市子ども総合計画におきまして青少年の健全育成を位置づけまして、子ども・子育て会議

[速報版]

にて審議するとともに、子ども家庭支援ネットワーク会議などにおきましても全ての子どもの支援に取り組んでおりまして、ほかの会議体でも役割を果たすことができるためでございます。

なお、55ページをお開きいただければと思います。こちら、子ども・子育て会議条例の新旧対照表を入れさせていただいておりますが、第2条におきまして、先ほど御説明いたしました所掌事項についての記載が、そして、おめくりいただきまして、57ページ目を御覧いただきますと、三鷹市青少年問題協議会条例の廃止について記載させていただいているといったところでございます。

議案第68号の説明は以上です。

以上が議案第64号、66号、68号の説明となります。私からは以上です。

○委員長（谷口敏也さん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○委員（佐々木かずよさん） おはようございます。よろしく申し上げます。御説明ありがとうございました。まず、子どもの声を非常に尊重していくということで条例、伺いましたけれども、この条例策定に当たって、先ほどアンケートやワークショップも実施をされたと伺いました。子どもたちから寄せられた意見のうち、条例案に反映された代表的なものがあれば、内容を教えていただければというふうに思います。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） アンケートの中では、意外に権利について知らないというところもございました。あとは、声を聴いてほしいという御意見も多くございました。ということも、そもそも子どもの声を聴く仕組みというのは想定していたわけですが、そういう聴いてほしい、言える場があるということについて、かなり御要望も、御意見もありましたので、そういうところは反映してございます。

以上です。

○委員（佐々木かずよさん） 子どもの声を聴いてほしいというお声が多かったということなのですが、今後も、この条例が制定した後も、引き続き子どもの声は聴いていかれると思うんですが、この聴くということに関して、学校等に通っているお子さんだけでなく、例えば不登校のお子さんだったり、障がいをお持ちの方だったり、外国にルーツを持つお子さんだったり、また、ヤングケアラーが今問題になっておりますけれども、非常に支援が必要なお子さんもいらっしゃる時代になったと思います。こうした声をなかなか上げにくいお子さんに対して、どうやって意見を聴取していこうとお考えなのか、教えていただければと思います。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 今の御質問にあるとおり、なかなか声って、自ら言えるだけではないということもございます。御質問の中にもありましたように、例えば、障がいがあって、なかなか言葉をうまく伝えられないとかということもありますし、日本語があまり得意ではないということもございます。そういったところはもちろん十分配慮、配慮というか、思いをどうやってちゃんと聴けるのか、そういう場の設定においてどういう配慮をしなきゃいけないのかというのはちゃんと丁寧にしていきたいと思います。また、この間の学校のアンケートもそうでしたが、不登校等で、何かしらの事情で学校に行けてないお子さんについては、学校でのアンケートの実施だけでなく、そういうお子さんの保護者の方にも御自宅でもアンケートに答えていただけるように学校を通じて御案内を配っていただきましたので、そういったふうに、場のところだけではアンケートとかにも答えられない、そんなところにも配慮してまいりたいというふうに考えております。

[速報版]

○委員（佐々木かずよさん） ぜひ様々な角度で場を設けていただきたいと思うんですが、例えば、今の時代、SNSだったりLINEだったり、そういったデジタルを使った相談対応だったり、あと匿名の相談も受け付けるのか。それから、意外と市民の方々のいろんなパブリックコメントの中にもありましたけれども、やはり休日や夜間等に何か御相談したいときに、今はそういったところがないというお声がありました。あらゆる手法を通じての相談対応、また声を聴く手法、検討されていくのか、教えていただければと思います。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） SNS等、そういったオンラインを使いました相談についても、今、今度できます三鷹幼稚園跡地の施設のほうにおいて設ける子ども・若者相談室、この中でそういったものを何か取り入れられないかという検討をしたいと思いますし、その施設については、休館日は、土曜、日曜は開ける予定でございますので、そういったところでも設けていきたいというふうに考えております。

○委員（佐々木かずよさん） 例えば、逆に、子どもたちに、どんな手法だったら声が上げやすいかというふうに聴くようなお考えはあるでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 今おっしゃったように、今後、継続的に子どもの意見を聴く機会であったり、その新しくできる施設の中でどうやっていこうかなんていうことも、ワークショップ形式なども考えているところですが、そういったところで、今御指摘のような、どういった方法なら分かりやすいとか相談しやすいというようなことも聴けたらなというふうに考えております。

○委員（佐々木かずよさん） ぜひ、子どもは子どものほうが分かることも多いと思うので、逆に学ぶ形でお子さんからの声を聴いていただければというふうに思います。

この条例というのは、もちろん、子どもの権利を守るために、大人、また地域の方がこの条例をしっかり理解をしていくことが大事だと思います。保護者、また地域、そして事業者、また市の職員等ですね。この周知をどのようにこれから進められるというふうにお考えなのか、お聞かせください。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 大人、地域といいますと、もちろん、お子さんを育てているとか身近にいらっしゃる方以外に、全ての方に関係するとは思っております。ですので、普通に一般的に行っているリーフレット等の配布とかホームページの案内はもちろんのことですけれども、様々な団体さんに周知する、研修というか、出前授業的なこととか、そういうこともできればなというふうに思っております。また、職員に対しては、しっかり研修はしていくというふうに考えております。

○委員（佐々木かずよさん） 例えば公共施設の、意外とお手洗いの中にいろんな今、DVで悩んでいる方、御相談くださいとか、何かカードが置いてあったり、また、生理の貧困等の御相談の何か、ドアにデパートなんかでも貼ってあったりするんですけれども、意外と見るなというふうに思うんです。そういった、あらゆる場面での周知も検討していただければと、これは要望でございます。

もう一方で、先ほどリーフレット等ってお話あったんですが、例えばですけれども、母子手帳に記載をしていく、こういったお考えがあるかどうか、伺ってもよろしいでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） そこは1つ、結構キーとなるというか、お子さんをこれからという方に知っていただくということで、ページも限られていて、母子手帳、たくさん載せたら載せたで、本当に、本当に知っていただきたい母子の健康からずれてしまうので、どうしようかなというのはあるんですが、ちょっと何かしらの方法では母子手帳への掲載も検討はしているところでございます。

○委員（佐々木かずよさん） 本当に分かります。載せれば載せるほど、字も小さくなって、なかなか

[速報版]

か見にくくなっちゃうんですが、ただ、ずっと持っていますし、母親としてもずっと持っていますし、残るものですから、それも１つかなというふうに思いますし、また、例えば、その後、乳幼児健診だったり、保育園、幼稚園の入園だったり、小学校の入学時だったり、いろいろ継続的に、あらゆる場面でお知らせをする機会を何かつくっていくのも１つかなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん）　今の母子手帳だけに限らず、家庭で何かポイント的なところ、ちょっとステージが変わるときとか、何か目にする機会は、ちょっとどうやってつくるかなというのは検討していきたいと思っております。

○委員（佐々木かずよさん）　お子さんが成長するタイミングっていろんな節目があると思うので、その都度お伝えしていてもいい内容ではないかなと思いますので、あらゆる機会を通じて御検討いただければと思います。

また、このパブリックコメント、かなり件数が、今回105件ということで、先ほど内訳を伺いましたが、この5番の、事業の実施の中で検討しますということで、57件あったということで御報告いただきました。私もこれ見ていて、本当に事業の中で検討しますということが多いなというふうに思ったんですが、例えば、こういうふうに見た方、市民の方は、きっとこれが、自分が要望した意見が今後どのように反映していったのかなというふうに気にされると思うんです。こういった条例が施行された後に、いろんな、様々、何年か、見直しする機会等で、今回いただいたこういったお声がこんなふうな形で実現しましたとか実施されましたとかということで、フィードバックというんでしょうか。声をせっかく上げてくださった方が、あっ、これが通じた、ここが変わったというふうな実感を持てるような、このフィードバックの機会というのは御検討いただけないかなというふうに思ったんですが、いかがでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん）　確かに、このパブリックコメントの結果は、この後ホームページにも掲載いたしますが、今御指摘いただいたように、検討しますと書いている、じゃあ、それがどういうふうに反映されたのかというのは、確かにお知りになりたいことだよなと思います。ちょっと、どのタイミングで、どうやっていくか、よく考えたいと思います。

○委員（佐々木かずよさん）　この見直し、何年かごとにあるかと思うんですが、例えば、いろんな施策でPDCAって、サイクルで見直す形があると思うんですが、こういったことを取り入れていくというような御検討をされるというのはいかがでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん）　見直しという点でいきますと、先ほど申しましたように、子ども総合計画をこの条例の推進の計画としまして、子ども・子育て会議においてその計画の進捗状況については協議いたしますので、そこで評価いただけるかなと思っております。今回の条例の制定をお認めいただいた後には、現在の子ども総合計画も、この条例、今は条例の制定に向けてということが書いてございますので、制定後の取組等を踏まえた内容への改定もしたいなというふうに考えておりますので、そこで検証、検討してまいります。

○委員（佐々木かずよさん）　その検証する機会に、ときにまた、このパブリックコメントの内容なんかも振り返っていただいて、もし私がパブリックコメントで自分が出した１人だったとしたら、きっと、どんなふうになったかなというのはずっと経年で追うと思うんです。それが反映されたら、やはり、届いたなというふうに実感につながって、これから様々、三鷹市の施策においても、きっと声を上げて

[速報版]

いくと聞いてもらえるんだというふうに、市民参加も拍車がかかるというか、うれしいなというふうに思いますので、これだけの数がパブリックコメントあったので、ぜひ大事にさせていただいて、御検討いただければというふうに思います。

それから、権利擁護委員の設置について伺いますけれども、先ほど御説明いただきましたが、この権利擁護委員と、これまでいろいろ、いろんな相談窓口、教育相談室とか子ども家庭支援センターとかありましたけれども、既存の相談窓口と役割分担、違いなんかがあれば、教えていただければというふうに思います。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 相談は本当に、最初どこを知っているかできっかけが、どこから来るかというのはあると思いますので、例えば今、子ども政策でいいますと、リボんのほうで関わっています。比較的虐待に近いようなことが多いかと思いますが、逆に、こちらの擁護委員のほうに相談が入って、虐待だとなったら、擁護委員のほうの対応をより急がなければいけない場合もございます。緊急性を要するといった場合に。そういうときにはすぐそこにつながらなければいけないので、お子さんから見ると、別にどこでもいいんだよと。自分は、この相談はここにしなきゃいけない、ここにいなきゃいけないってわけじゃなくて、こんなにいろいろあるからねと、どこでも、身近な、自分が相談しやすいと思ったところに相談してねというようなことで御案内はしたいと思います。ただ、中では、例えば東西多世代交流センターに御相談があって、あっ、これはちょっと権利侵害とも関係するよなと思ったら権利擁護につないでいただくというふうにもいたしますので、お子さんから見ると、どこでもいい、だけど、私たちとしては、そうやって中でつないでいこうと、そのような体制でいきたいと思っております。

○委員（佐々木かずよさん） 本当にその視点、大事だと思います。子どもは、どこにかけていいかわからないと思うので。ただ、受け取った職員の方がやはりキャッチをして、そして、どこにつなげればいいのかということを的確に把握するには、やっぱり全庁的な連携というか、また、気づきのアンテナというんでしょうか。その受けた方の、第一報というんですか。第一に受けた方のやっぱり気づきのアンテナがすごく問われるというふうに思うんですが、その辺、全庁一体的に何か情報共有だったり研修だったり、私がふと思ったのは、何かコンシェルジュみたいなところがあって、そこにつながったら、そこがもうすごく、ここだよ、ここだよというふうに案内してくれるようなシステムなんかがあったほうが早かったり、いわゆる、子どもは感じないかもしれませんが、たらい回しのような形にならないことを願うのですが、その辺の体制等の整備について、お考えがあれば教えてください。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） この条例の推進の体制としまして、庁内の各部署の連携というのも挙げております。現在も各部長で年に数回、子どもの総合計画の推進の会議というものも集まっております、お互いの情報共有もしております。ただ、やはり一番は、部長会での共有ももちろんなんですが、現場の職員での共有が重要でございます。例えば子ども政策部でいいますと、これは教育も一緒に入っておりますが、その部長たちの会の下に部会というのがあって、部会で職員が現場の声というような情報交換もしておりますし、相談についての共有のフォーマットというか、こういう点は注意して相談を受けるんだよとか、そういうことも定期的に行っておりますので、そういうことでより、同じような視点というか、持てるようにしたいと思っております。一方で、御質問にありましたコンシェルジュでいうと、ちょっとやっぱりコンシェルジュの力量によるところもあったり、コンシェルジュが感じた、相談内容とコンシェルジュの受け止めの差もあったりするので、特段、1つの部署で

[速報版]

振り分けるというよりは、1つのことをみんなで共有できるほうがまずは大事なんじゃないかなというふうに考えております。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。本当にこれ大変だと思うんですけども、例えば今後、条例制定、施行されて、そういったいろんな相談がもしあって、上がってきて、こんなふうな解決になったとか、今現在進行中だったりとか、事例といいましょうか、そういった実績を積み上げていったときに、先ほど部長レベルでいろんな市内連携をしているという会議があると伺いましたけれども、そういったところで事例検討だったりとか、あとは逆に困難ケースでこんなふうに今困っているとか、そういった本当に現場の声をしっかりと共有していただいて、そこでまたいろいろ意見を交わしてブラッシュアップしていくという、そういったことも大事ではないかなと思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） まさにそういった事例というか、どういう相談が入ってくるんだよと。その相談の分析という言葉がいいのか分かりませんが、背景とか、実は後ろにはこういうことがあったよとか、そういうことをやっぱり、もちろん個人情報に配慮しながら共有し、その後の対応についてどうしたかということについても十分共有は図っていきたいと思っております。

○委員（佐々木かずよさん） ぜひよろしくお願いいたします。

それから、この権利擁護委員の方の報酬額が、12万8,000円以内のというふうに書いてあるんですけども、この12万8,000円以内という根拠について教えていただいてよろしいでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） こちら、権利擁護委員の報酬額でございますけれども、まず、月額で12万8,000円以内としているところでございますが、こちらは相談日数に応じてこの月額の金額というのを変えていきたいなというように考えているところでございます。具体的には、月3日以上の上相談日のときには12万8,000円、月2回の相談日のときには8万5,000円、そして月1回のときは4万3,000円というように考えているところでございまして、こちらの金額でございすけれども、三鷹市における非常勤特別職の職員のほかの条例における金額との調整を踏まえた上で、このような金額とさせていただいているところでございます。具体的には、こちらの審査参考資料の47ページを御覧いただければと思いますが、47ページにおきましては、三鷹市総合オンブズマン、こちらも月額報酬でございすけれども、12万8,000円以内とさせていただいているところでございます。こちらとの整合性も踏まえた上で金額を精査したところでございます。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。今、月3日で12万8,000円ということ伺ったんですけども、例えば、それ以上にもし相談日数があった場合とか、これを超えてしまうような相談時間とか対応時間があった場合はどのように対応されるのか、伺います。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） こちら、月額12万8,000円以内としておりますので、それ以上の相談があっても、こちらの金額内でお願いしたいなというように考えているところでございます。こちら、権利擁護委員でございすけれども、相談日だけでなく、相談の内容によって、関係機関との調整であったり、また、その事案についての調査なども必要としておりますので、日数ではなく、職務の内容といったところの中で、12万8,000円というような形で定めているといったところでございます。

○委員（佐々木かずよさん） その職務の内容が、いろんな調査というのも含めて月3日以内というふうに検討されているということですか。

[速報版]

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） 相談日が3日といったところでございまして、調査など、様々な調整におきましては、相談日とは別に、別の日付にいろいろ調査するということを想定しております。そのために月額報酬としているところでございます。すなわち、相談日は3日で、それ以上にいろいろ調整、調査などをさせていただくということを想定しているところでございます。

○委員（佐々木かずよさん） 3日以上お仕事されるという考えですか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） おっしゃるとおり、3日以上、実際には勤務いただくといった形を考えております。

○委員（佐々木かずよさん） 細かくてすいません。例えば、すごく相談が多くあったとして、それが3日を超えて、なおかつ調査資料だったり、そういうほかの事務作業があって、1か月結構稼働されても、どんなにやっても12万8,000円ということでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） 現状におきましては12万8,000円以内。ただ、実際にこちらの条例お認めいただいて、そして稼働していく中で、どれだけの相談があるのか、そして、相談の程度、重さ、専門的な方にこちらの権利擁護委員お願いしたいというように考えておりますが、高度なものなのか、どれぐらいなものなのか、そちらの実際に状況、行った上で、動いていった中で、場合によっては、こちらの金額の変更といったところも検討してまいりたいなというように考えているところでございます。

○委員（佐々木かずよさん） きっと月によって変動があったりだったり、非常に、何ていうんでしょう。難しいかとは思いますが、これも、必ず、絶対これではなくって、今後、施行された後の上で、もし、状況に応じては検討するということはぜひお願いしたいというふうに思います。

私のほうからは。

○委員（太田みつこさん） よろしく願いいたします。まず、子どもの権利に関する条例なんですけれども、子ども条例をどういうふうに伝えていくかという点で、子どもたち向けに、例えば学校とかで学ぶ機会を設けるですとか、どのように伝えていくとお考えでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 今回、条例の制定に当たりましてアンケートを実施したんですね。アンケートを実施したときに、このアンケートで知ることができたという御意見もお子さんからたくさんいただいております。ですので、まず1つは、定期的にアンケートをして、もちろんこの条例の周知の程度というか、内容の状況も確認しつつ、権利について知る機会も設けるのは1つ行います。それから、授業の中でどうやってやるかについては、ちょっと学校との調整もございまして。学校では今も人権教育やっておりますので、そこでの調整は必要でございまして、それ以外の場でも、先ほどの子どもの月間などのそういうイベント等でも、楽しく権利を学ぶ機会、ゲームなどを通して、そういう機会もつくっていききたいなというふうに考えております。

○委員（太田みつこさん） 平成20年に三鷹子ども憲章を制定して、それから大分たちますが、この子ども憲章についても、学校にあるところもあれば、ないところもあったりですとか、なかなか、周知されているのかなというところを思うんですが、内容についてすごくしっかりと、子ども憲章を子どもたちにもしっかり知っていただきたいなと思うところなんですが、こういった子ども憲章などもなかなか知ってもらっていない気がするんですが、なので、条例を定めた後、どういうふうに周知していくのかというのが、特に子どもたちに対して知ってもらうのかというのはなかなか大変なんじゃないかなと思うんですが、先ほど、いろんな機会を通して伝えていくということなんですが、保護者とか関係者

[速報版]

についてはどのように周知していく予定でしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 保護者の方に対しましては、例えばPTAの連合会での研修会であったり、家庭教育学級だったかな。そういうタイトルでやっていらっしゃるものなどにこちらからそういう御案内とか、そういうのもしていきたいと思いますし、もちろんリーフレットなどについては全家庭への配布というのとも検討しているところです。

以上です。

○委員（太田みつこさん） 分かりました。条例制定しただけではなくて、どう伝えていくか、それをどういうふうに活用してもらうかが一番重要だと思いますので、その辺についてもしっかり進めていただければと思います。

また、この条例の効果をどのように測っていく。例えば子どもへの定期的なアンケートですとか、施策の評価、見直しの仕組みなどは検討されていますでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 先ほど御答弁させていただいたとおり、定期的にアンケートは行ってまいりますし、子どもの総合計画の中でも検証等はやってまいります。

以上です。

○委員（太田みつこさん） 毎年11月、子ども月間とするということなんですけども、どのようなことを考えられていますでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 今も結構秋口に子どものイベントとかやっておりますが、ある程度まとめてやりながら、今度、新たにできます三鷹幼稚園跡地の施設も使いまして、そこで、先ほど言いましたように、ワークショップであったり講演会であったりするということを検討しています。また、虐待の防止の月間等も重なりますので、そこともいろいろセットしながらやっていきたいなと思っております。

○委員（太田みつこさん） よろしく願いいたします。

続きまして、議案第68号 子ども・子育て会議条例の一部の改正について伺いたいと思います。青少年問題協議会を廃止することで、これまで同協議会が担ってきた機能はどのように会議体に引き継がれるのか。先ほど子ども家庭支援ネットワーク他の会議でもできるというお話だったんですが、どのようにお考えでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） こちらの青少年問題協議会におきましては、今回の条例改正におきまして、子ども・子育て会議におきまして一体的に議論してまいりたいなというように考えております。こちらの子ども・子育て会議で議論することで、今まで青少年問題協議会では青少年の関係だけの議論でございましたけれども、子ども・子育て会議で議論することで、乳幼児から、そして青年期まで、若者期まで一体的に、総合的に議論できるものというように考えております。すなわち、今までと比べまして、切れ目ない支援といったところが考えられるというように、こちらの役割を拡充してまいりたいなというように考えているところでございます。

○委員（太田みつこさん） 子ども・子育て会議、私も傍聴させてもらっているんですけども、やはり、所管事項が広がることで、青少年施策について十分な時間をかけて議論ができるのかという懸念を思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） 今回、子ども・子育て会議の所掌事項に、若者施策に取り組むことも明確に位置づけているところでございます。必要に応じて、若者施策に独立した議題とし

[速報版]

て設定いたしました。若者に関する課題、今後の方向性について、十分この子ども・子育て会議で議論するような時間を確保してまいりたいなというように考えているところでございます。

○委員（太田みつこさん） そうしましたら、子ども・子育て会議に若者自身の意見を反映させる仕組みをどのように設けるとお考えでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） 現在、子ども・子育て会議におきまして、若者当事者というのも委員として今年度から入れさせていただいたといったところでございます。若者の声を当事者からいただくとともに、今後ですけれども、若者に対するアンケートなども実施する中で、若者の実態、そして考えていることなどを踏まえた上で、若者施策を総合的に推進して、検討してまいりたいなというように考えているところでございます。

○委員（太田みつこさん） 子ども・子育て会議の委員の構成の中で、青少年健全育成に関する専門性を持つ委員も新たに、当事者以外にも加える考えはありますでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） こちら、当事者を入れさせていただいたといったところ、御説明させていただきましても、実際に若者に関しての施策、総合的な施策で、いろいろな法的な部分というのに関係してまいりますので、今回の子ども・子育て会議におきましては弁護士の方も入っていただいているといったところでございます。青少年をめぐる問題につきましては、以前は不良少年というようなところでしたけど、そこから様々な問題に発展してきているといったところでございますので、専門性の確保といった中で弁護士も入れさせていただいているといったところでございます。

○委員（太田みつこさん） この子ども・子育て会議の中で、やはり乳幼児から若者という幅広い分野になりますので、そういった弁護士さんですとか専門性を持つ委員さんは絶対必要かなと考えますので、またその辺も広く、専門性を持つ方も検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上。

○委員（蛭澤征剛さん） よろしく願いいたします。まず、ちょっと66号のほうから確認したいんですけど、今、太田委員からの質疑で何となく分かったんですけど、確認をさせてください。まず、この権利擁護委員の追加と青少年問題協議会の委員の廃止、これ、1セットになっているんですが、これは青少年問題協議会委員の役割を権利擁護委員のほうで代替えするということではないというのでいいんですね。はい、分かりました。

その上でちょっとお伺いしたいんですけど、この青少年問題協議会を廃止するに当たって、なぜこのタイミングだったのかというのをまずお伺いしたいと思います。他の会議で代替えできるのであれば、もっと前からこのような議論があってもよかったのではないのかなと思いますが、その点、お伺いします。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） こちら、なぜ今のタイミングかといったところでございますが、令和8年4月に子ども・若者政策課が立ち上がりまして、若者施策について重点的に推進していくこととしております。そのために、この子ども・子育て会議の所掌事項に若者施策を入れているといったところでございます。そのために、現在のタイミングで、若者施策に対して子ども・子育て会議で重点的に所掌事項に盛り込む、そのために青少年問題協議会についての機能も子ども・子育て会議に移行するといったところで現在のタイミングの改正としていただいているところでございます。

○委員（蛭澤征剛さん） 分かりました。たまたま、じゃあ、条例改正のことと重なってということ

[速報版]

だったんですね。分かりました。ありがとうございます。

それから、条例のほうに行きたいと思います。条例のことに入る前に、これ、パブコメが今回大量に出ていまして、これ読むの大変だったんですけども、これ、なぜ8月の行政報告に出なかったんでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん）　　これ、ちょっと市のほうのルールというか、議会とのお約束というか、やり方としまして、パブリックコメントの対応の表については議案出すときの審査参考資料で出すというような一定のルールというか、扱いがございましたので、そういうことにしております。恐らくほかの条例もそのようなことにしているんじゃないかなと思います。

○委員（蛭澤征剛さん）　　そういうルールがあるんですね。分かりました。知りませんでした。いや、ちょっとこれ、パブリックコメント、事前に見てからやっぱり条例案についての審議をするのが何か筋なのかなと勝手に思っていたんですけども、そういうふうなルールで決まっているというのであれば、分かりました。しょうがないなということで。

あと、ちょっと本題に入る前に、先ほどの佐々木委員の質疑で、広報についてのことがちょっと気になったのでお聞きしたいんですが、職員研修を行うということをちらっと部長がおっしゃっていましたが、この職員研修というのは市の職員なんですか。それとも、そういう子どもに関係する事業者に対しての研修なんでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん）　　それは2パターンございます。市の職員についてのものと、例えば公共施設に従事している者への、そういった意味の職員ということで、2パターンあるかと思っております。

○委員（蛭澤征剛さん）　　分かりました。

あとは、広報についてもほかの委員さんからも出ていましたけれども、平成20年に三鷹子ども憲章を制定してしまっていて、これを改めて見ると、分かりやすいというか、ただ、なかなか浸透していない事実もあると。加えて、今回の条例なんですけれども、子ども憲章と比べてみたら、明らかに子どもが読んで分かりやすいわけですね。周知したいのに。なので、これは提案という形になるんですけども、これは子ども憲章のほうを前面に押し出して、実は条例も細かく制定していますよというふうにしたほうがよりこの条例についての周知・啓発というのは図れるのではないのかなというふうに考えていますが、市のお考えをお聞かせください。

○子ども政策部長（近藤さやかさん）　　もちろん子ども憲章、今回のこの条例の制定を機会に、なかなか、私もこうやって持ち歩いているんですが、この子ども憲章について周知が至っていないところ、うまくセットでというか、それぞれに役割もありますし、権利擁護という意味でいくと条例のことにもなりますし、そもそも子ども憲章ということで設けている、三鷹の子ども、この分かりやすさは、これはこれで大切にしていきたいと思いますので、どちらを前面にというか、どちらを重視ということではなく、両方を御案内できるような、周知できるようなことで検討していきたいと思います。

○委員（蛭澤征剛さん）　　どうしても、一般人の感覚だと、条例を隅から隅まで読む人ってほとんどいないですし、これを子どもに向けて周知・啓発したいのであればなおさら、この条文を読むかと言われるたら、ちょっと疑問が残るかなと思います。

具体的な、この条例の内容に入っていきたいと思うんですが、まず、この定義のところ、確認させてください。2ページというのかな。第2条の(4)ですね。学校についてなんですが、これ、公立の小・

[速報版]

中学校は当然のこと、幼稚園だったり、これは私立の中学校、それから高等学校、それから大学までを含むというふうに認識してよろしいでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 条例第2条の第4号、子どもに関わる施設と言っているところには、今御質問にあったように、私立の学校、私立の大学等も全て含みます。

○委員（蛭澤征剛さん） 分かりました。ということは、今回、私立の中学校であったり、高等学校であったり、大学であったり、そういったところにも、このような条例を制定しますよというような意見聴取、骨子案を提供してとか、そういう連携は取っているということよろしいでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） それぞれの私立学校に骨子をお示ししてということには行っておりませんが、アンケートを実施する際に、市内の私立の学校に、アンケートの御協力、周知の御案内というのはさせていただいたところでございます。

○委員（蛭澤征剛さん） じゃあ、そのアンケートの内容を簡単に教えていただきたいのと、具体的な意見はどのような意見があったとかというのがあれば教えてください。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） アンケートは、昨年の9月の行政報告でも御案内させていただいた内容になります。子どもの権利、知っていましたかということていくと、全体として、聞いたこともなかったという方が47.6%であったり、あとは、大切にする権利、何ですかって聞いたときのものであったり、意見や思い、学校とか家でどれくらい聞いてくれますかというようなところで、比較的家のほうがよく聞いてくれる、学校はまあ聞いてくれるというのが多かったというようなこと。あと、悩んでいることについてということて聞くと、例えば中学生だったら勉強のことが多かった、高校生以上であつたら自分の将来や進路のことが悩んでいることで多かったというようなものでございます。あとは、困ったときに話を聞いてもらえる場所で知っているものを教えてくださいというのでは、学校というのが一番多かったというような内容と、あとは、ほっとできる場所がありますかということと、九十何%超えるところが、そういう場所があったよというようなことというような内容になっています。

○委員（蛭澤征剛さん） ごめんなさい。私の質問の仕方が悪かったです。今回のこの条例については、子どもについてもそうやって周知・啓発するんですけども、この事業者、学校の職員に対しても係ってくるわけなので、子どもというよりは、この条例の範囲が及ぶ学校の職員が、こういうことを三鷹市は考えているということをまず理解しているのかということとそれに対しての意見が何かあったのかということをお聞きしたかったんです。すいません。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） すいません。申し訳ないです。公立の小・中学校では、学校でアンケートをしていただいた際に、条例を検討していますと、その条例の検討に当たってこういうアンケートをしますということで、動画で権利についてというものもお示ししておりますので、先生方お一人お一人見ていただいて、お知りになったかと思います。ただ、御意見としては特段、私たちもあえて御意見出してくださいというふうには求めなかったということもあろうかと思いますが、特に御意見としてはいただいているところではございません。

○委員（蛭澤征剛さん） これ、以前も、ちょっと私は懸念をしているということをお伝えしたと思うんですけども、これ、条例が施行されると、子どもの権利を守ること、とっても大事なんですけども、これは学校で指導する側にも影響するし、あとは各家庭にも、子どもを養育する上でも非常に、範囲が及ぶわけなので、この辺りの懸念事項について、学校とどのような——学校関係者、教育委員会でもいいんですけど、この間どういう議論があったのかということをお聞きしたいんですが、

[速報版]

例えば、今回、前回も言いましたけど、大分子どもの権利ということにスポットが当たっていて、前回は公共の福祉みたいな私、言い方しましたが、そういうところが抜けているんじゃないかというお話をしましたが、部長の答弁では、それは大丈夫ですということでした。今回、あれから半年ぐらいもうたっていますよね。その間、検討委員会等でもいろいろ話をされていると思うんですが、例えば、権利とそういう他の方の権利が相対する場合があるわけですね。例えば学校だったら、校則というのがすごく有名かもしれないですけど、それが個人の尊重と、自己決定とやっぱりぶつかる場合があって、何かしらの、トラブルとは言いませんけれども、何かあつれきが生まれる可能性はゼロではないと。あとは、集団行動しなきゃいけない学校においても、自由な時間を過ごすことができるを書いてあるんで、これも相対する考え方ではあると。こういった懸念事項について議論があったのかということをもっとお聞きしたいと思います。

○子ども政策部長（近藤さやかさん）　　今おっしゃったように、自分の権利をすると、例えばほかの方の権利を侵害する場合もございます。検討委員会でも、そのことについては何度か議論いたしました。権利と権利がぶつかるねということで、じゃあ、他者の権利という言葉を入れようかどうかというのも、それは結構いろいろ検討しまして、ただ、他者の権利というよりは、今回、条例前文に、お互いのことを尊重しというようなことを入れております。ですので、自分の権利を主張することでほかの人の権利を侵害したら、それは違うよねって、そこをどうやって調整するかというのがやっぱり一番大事だよねということ、これは検討委員会でも本当に何度も議論をしていたところでございます。

○委員（蛭澤征剛さん）　　そういう議論があったということはよかったんですけども、結局、解釈の仕方まで進まなきゃいけないわけですね。だから、そういうことを結局、物事が起こってしまうのは現場ですから、現場が対応しなきゃいけない。そういう権利主張による教員の指導の萎縮とか、あとは、家庭でいえば、それぞれの家庭もルールがある中で、やっぱり、療育というんですかね、のバランス、この辺りの議論はされなかったのかなということをちょっともう一度伺いたいと思います。

○子ども政策部長（近藤さやかさん）　　今、具体的な御質問いただきました。学校現場での指導の萎縮ということについては、検討委員会の中では特に議論はされておられません。あと、家庭でのということでございますと、おっしゃるとおり、家庭での教育観というか、いろんな考え方があろうかと思います。実際に具体例を挙げて話したことは、相談の内容として、お子さんがもう毎日のように習い事を入れられてしまっている。だけど、私はもっと遊びたいんだというようなことは十分想定できるよねってお話はございました。そこは、お子さんとまず保護者の方が話をしなければいけない。話をしていない状況であつたら、ちゃんとそこを話をして、親の思い、子どもの思い、そこをお互い聞き合いながら、結果として、私どもから、こうしてくださいというふうに家庭には言うことはできませんので、そこは大切にしようね、お互いが話せる環境、そういうことを大切にしようねというような話はございました。

○委員（蛭澤征剛さん）　　それは今、子どもの側から見たことですね。その逆の親の場合から見たときの議論もやっぱり必要なのかなと。例えばスマホやゲームなんか、すごい依存性があるわけですね。それは、自由な時間を過ごす権利が僕にはあるんだというふうに主張することも、それは可能なわけですね。だから、このバランスが私はすごく、非常に大事なもので、前々回ですかね。なので、子どもの権利にあまりにも寄り過ぎていませんかということをちょっと、問題視というか、懸念事項として挙げさせていただきました。その辺が私は、この条例についてのちょっと不安なところです。

具体的な条文のところで気になるところありまして、第11条、市民の役割のところですね。この条

[速報版]

文の内容については私は全く否定するつもりはなくて、そのとおりだとは思いますが、この最後が、市が行う子どもに関する施策に協力するというふうに書かれているんですね。協力する。これ、一方的に市が市民に対して協力しなさいというふうな解釈も受け取ること、そのような解釈の仕方もあると思うんですが、これはどうしてこの文章になったのか。例えば、可能な限りという言葉が1つ入るだけでも全然受け取り方が違いますし、この辺りの議論について、どういうことがあったのか、教えていただきたいと思います。

○子ども政策部長（近藤さやかさん）　今御指摘のようなところ、この協力するだけじゃなくて、可能な限りというのを入れようかという議論もありました、検討委員会の中でも。すいません、この第11条だったか、はっきりはしませんが、協力するとか努めるとかという言い方で、可能な限りということも一時入れたときもあったんですが、検討委員会で、可能な限りって、ちょっとそれは緩くないかというような御議論もありました。協力するということで、協力しなければならないというようなふうに取りられないようにはしていかなければいけないなというふうには考えております。

○委員（蛭澤征剛さん）　この市の行う子どもに関する施策、これが必ずしもいいものかどうかって分からないわけですよね。それも含めて市民が判断をしなきゃいけないのに、このような書き方をすると、そういう意図はありませんよというふうに言われても、いや、ちょっと違うんじゃないかと。じゃあ、なぜ市は、可能な限りという言葉、議論が出たというお話でしたけど、これを削除した、削除したというか、入れなかったんでしょうか。どういう判断でこれを入れなかったというふうにお考えでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん）　こちらは検討委員さんからも、やっぱり可能な限りは緩いというか、可能な限りという言葉は使わないほうがいいというようなこともございまして、その意見も尊重しながらやっております。市の施策が全ていいかどうか分からないということは、御指摘のところもあるかと思えます。ですので、それらはいろいろ検討していく中で、いろんな事業をやる中で、その子どもに関する施策、それがいいものなのかどうなのかというのは継続的に見ていかなければいけないと思っております。

○委員（蛭澤征剛さん）　検討委員さんの意見も取り入れていくというのは僕は1つ大事なことだとは思っているんですけども、それに対する市の考えもちゃんとのせないと、言われたから盛り込みましたというふうに私は今聞こえたので、そこをもう一度お願いします。なぜ三鷹市は——だって、これ、三鷹市が責任あるわけですね。制定の責任があるので、そこはなぜ入れたのかということは、市の責任の下、市の言葉で説明していただきたいと思います。

○子ども政策部長（近藤さやかさん）　大変ちょっと失礼いたしました。おっしゃるとおり、私どもは検討委員の皆様から条例の素案の案というものを頂きまして、それを中でもよく議論し、素案という形にして、骨子にしてまとめて皆様にお示ししておりますので、決して検討委員さんから頂いたものをそのままというつもりはございません。ただ、検討委員の皆様から、可能な限りという言葉はやっぱり入れることはないということで御指摘いただいたところは、何て言えばいいんですかね。可能な限りということにそんなにこだわらずに、協力をできる限りいただきたいというような、しなければならないわけではございません。できる限り協力いただきたいという意味も含めて、その言葉は入れなかったということでございます。

○委員（蛭澤征剛さん）　趣旨は重々分かっているんですけども、これ、条例制定をして、周知・

[速報版]

啓発を図りたいと言っているのであれば、やっぱりこの言葉には私はこだわったほうがいいと思っているので、今、このように質問させていただきました。

加えて、ちょっとそれ、今の話で疑問に思うのは、例えば今、協力するでこの文書では終わってしまっすけども、協力するよう努めるものとする、とすると、もう少し軟らかい文言になるのかなと思っていました。そしたら、同じ表現をしている箇所がありまして、これ、第20条の2項なんですけども、これも似たような感じなんです。市民——これも市民ですね。市民及び子どもに関わる施設の設置者等は、子どもの主体的な社会参加及び参画に協力するよう努めると。こちらのほうがまだ選択の余地があるのかなというふうに私は感じたんですけども、この文言の違いについて、このニュアンスの違いについて、これは市はどのように考えていますか。それと併せて、この文言、ここはなぜ協力するで止めなかったのかということについてお伺いします。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 先ほどの第11条は役割ということで、役割についての整理でございます。第20条につきましては、第4章から始まりますが、子どもの権利を守るまちづくりということで、そういったところでいうと、章が異なりますというのもございます。なので、役割としては、可能な限りとかそういうことでなく、できる限りしていただきたいということで、するということで止めております。まちづくりの取組の中でございますので、努めるようにするというふうなところでございます。

○委員（蛸澤征剛さん） ありがとうございます。取組に関しても、推進にしても、僕はそこまでニュアンスを変えるべきではないのかなというふうに今感じました。分かりました。でも、そういうお考えの下、使い分けているということは分かりました。

それからもう一つ、第21条の3項の部分ですね。これがちょっと意味しているところが分からない。意味というか、範囲が曖昧過ぎて、この条文を載せるとちょっと危険な、危険というか、大丈夫なのかなと思っています。これ、1項、2項は主語がすごく明確になっているんですけども、3項は、これ、子どもから個人情報またはプライバシーに関する秘密について話を聞いた者はとなっているんですね。これは全市民を対象にしているということなんでしょうか。これ、市民はとか、そういうふうな主語ではないので、この辺りのちょっと範囲が分からないので、教えていただけますでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 市はとか、何とかのうちこういう者はでなく、これは本当にそのまま、子どもから個人情報またはプライバシーに関する秘密を聞いた者はということでございますので、別にこれが市民であるかというか、何ですかね。所属を限定するものではなく、もうそのまま、聞いた者はというような意味でございます。

○委員（蛸澤征剛さん） そのような解釈だと、これ、例えば日常の何げない会話とか雑談ということにも範囲が及ぶというふうな認識になりませんか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 雑談の中にどれぐらい本当の個人情報、他人に知られたくないような情報が入っているかは分かりません。ですので、個人情報であっても、他人に知られてもいいというか、普通にほかでも言っているような情報だったら入らないでしょうし、他人に知られたくないようなものについては、雑談であったとしても、やはりそれは守るべき、漏らさないというのが原則ではなかろうかなと思います。

○委員（蛸澤征剛さん） だから、これは子どもたちに対して周知・啓発するものであるからこそ、この辺のニュアンスが分からないというふうに私は思っているわけですよ。ただ、今おっしゃったよ

[速報版]

うに、どこまでが個人情報か分からないからこそ怖いわけじゃないですか。雑談とか普通の会話の中でぼろっと出てしまったこと、そんなことは誰にも言わないはずなのに、あの人は漏らしてしまったなんてこともやっぱり懸念されるわけですね。なので、この辺りははっきりさせるべきなんじゃないのかなと思っています。例えば、逆のパターンも考えられると思うんですよ。いじめとか虐待、重大案件につながるようなことというのは、これ、多分、法的には優先順位があるので、こういうのは適用されないと思うんですけども、そういったことにも過度な規制がかかる可能性もあるんじゃないのかなと思っています。この文言について、なぜこのような形になったのか、ちょっと理解に苦しむというか、例えば市とか、子どもに関わる施設の従事者及び相談業務を行う者はとか、僕は限定しないと、これ分かんなくなると思うんですね。あとは、例えば相談を受けた者、例えば子どもの個人情報とかプライバシーに関する相談を受けた者はとか、子どもの意向に配慮しつつとか、そういうふうなことを入れないと、これはあまりにも範囲が広過ぎて、解釈のですね。これはちょっとどうなのかなと思っていますが、この辺の、この条文を入れるに当たってどういった議論があったのか、ちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○子ども政策部長（近藤さやかさん）　まず、相談ということはどうするかというお話の議論がありました。というのは、相談というと、やはり子どもはちょっとハードルが上がる。あとは、解決を出してもらわなきゃいけないとか、結果につながらなければいけない。いや、相談と言われるとハードルが上がって、そうじゃないんだ、ちょっとしたことを聞いてほしいんだ、この思いを聞いてほしいんだということもあるということで、相談に限定しなかったというような経緯がございます。

以上です。

○委員（蛸澤征剛さん）　分かりました。これ、多分守秘義務みたいな感じになっていると思うんですけど、通常、こういう守秘義務って、職務上知り得た情報というふうにするのが何か一般的なんじゃないのかなと思うんですけども、ちょっとここまで広げてしまうというか、ちょっと解釈が、いろんな解釈できるような仕方の条文はいかがなものかなというふうに思います。

それで、以上です。ありがとうございました。

○委員長（谷口敏也さん）　質疑の途中ですが、11時15分まで休憩したいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（谷口敏也さん）　委員会を再開いたします。

○委員長（谷口敏也さん）　質疑を続けます。

○委員（紫野あすかさん）　よろしくお願いいたします。子どもの権利に関する条例。様々な自治体でも子どもの権利に関する条例ができておりますが、この条例策定に当たって、一番大事にされてきたこと、取り組まれたこと、また、三鷹市として特にここにこだわった点や特徴のようなものがありましたら教えてください。

○子ども政策部長（近藤さやかさん）　様々な自治体でいろんな形式というか、条例について定まっているのは、検討の段階でもいろいろ確認をいたしました。三鷹市として大切にしたのは、この条例はまず、大人が子どもの権利を守るということをちゃんと明記しましょうということ。それから、あわせて、子どもへは大人が責任を持ってやるというようなことで行いました。それにも関連いたしますが、まず、アンケートは全ての子どもを対象にしたというようにところも特徴でございますし、制定に向けた中では、検討委員会に子どもを入れるか入れないかというのも議論はあったところですが、そこは、

[速報版]

大人がしっかり、専門的な見識を持つ方の御意見をいただきながら検討委員会を立ち上げてという形でつくったところでございます。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） 検討委員会も設置されて、やはり時間をかけて意見交換をして、お互いに学びながら、この条例はつくられてきたことというふうに思います。先ほどおっしゃられた、子どもの意見聴取やアンケート、またワークショップなど、アンケートの総数もすごく多かったですね。1万人を超えていたかと思うんですが、やはり当事者の子どもの声を取り入れて制定されたという点は重要だというふうに思っています。パブコメですが、105件ものたくさんの声、意見が寄せられたということは、それだけ市民の期待や関心が高い表れなのではないかなというふうに思います。先ほどもちょっと話が出ましたが、このパブコメの中身を参考資料として今日ここで見るという流れなんですけど、やはり上程の前にしっかりと中身、市民からどんな声が寄せられていたのかという中身も事前に知りたいと思うんですが、そのルールがあるということで先ほど答弁されておりましたが、やはりそれは変えられない、どの委員会、どの議案でも同じようなことになっているんでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） そちらの詳細については、申し訳ございませんが、私どものほうから、それまでのどんな経緯でやったか、変えられる、変えられないについてはお答えが難しいかと思いますので、庁内で、厚生委員会ではこういう御意見をいただいたということで共有を図ってまいりたいと思います。

○委員（紫野あすかさん） ぜひお願いします。多分、6月に、パブコメが行われた頃でしたよね。なので、前回の委員会で本当だったらその中身を見せていただければよかったなというふうに思いましたので、やはり市民参加でこの条例をつくるという意味でも、ぜひそこは市に対して改善していただくよう言っていたきたいというふうに思います。

この条例の前文には、子どもの皆さんに向けて、あなたにはこんな権利がありますということを分かりやすく書かれて、その後には、大人は子どもの権利を守るためにこのようなことをします、そのために条例を定めていますというふうにはっきり明記されているところがとてもいいなというふうに感じました。子どもの権利に関するこの条例が自治体にあるということの意義は、やはり個別の事案の解決だけではなくって、地域のあらゆる施策が、子どもの権利が守られているのかどうか、子どもの権利という視点が活かされているのかどうかということを大人たちが改めて意識できるようになることだというふうに思います。子どもの権利について大人や社会全体が理解をするために、理解していくことが必要だと思うんですが、やはり先ほどからも、どのようなことをしていくのかという質問出ておりましたが、市民全体に周知する、位置づけていくための取組が今後重要になっていくかと思いますが、その辺り、こんなことを想定しているなど、ありましたら教えてください。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 今おっしゃったように、条例制定後の取組が大変重要であろうかと思います。先ほどもお答えしたとおり、お子さんと直接関わりがある方以外も含めて、市内全体、市民全体に周知していくことは重要であろうかと思います。ただ一方で、なかなか自分事としては感じない、ふだんはあんまり、無意識でいることもあろうかかと思っておりますので、単にホームページに案内するだけではなかなか難しいかなと思っておりますので、地域のいろんなイベント、イベントというか、例えばコミセンで行われるものとか、そういったところで、コミセンも一緒に周知していけるようなふうなことも1つあろうかかと思っておりますので、その周知の方法については、先ほどの庁内の

[速報版]

関係機関との連絡会でも図っていきたいと思っております。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） ぜひ、やはり大人こそ理解を深めてほしいし、アップデートしてほしいというふうに思います。ぜひ大人への啓発、率先して努めていただきたいというふうに思います。

子どもの意見、自由に意見が言えるという権利、大変重要なことだと思うんですが、相談だけではなくって、日常的に子どもの声をすくい上げ、取り入れていくという努力も必要かと思うんですが、その辺りは相談以外にどのようなことを考えておられるでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 今現在も東西多世代交流センターでは、別に相談ということではなくって、子どもと職員がちょっとした会話をしながら、いろんな声聴いたりもしております。また、これは保育園の園長たちとも話す中では、子どもの声ってなかなか、まだ特に言葉を発せないときの子どもってどうやって気持ちを酌み取るのという話なんかも具体的にしております。そこで上がったのは、子どもが泣く、泣いたこの理由は何かなということを意識していく、そういうことも子どもの声、言葉になっていなくても、ちゃんと聴けているよという、そういうこともちゃんとみんなで考えられるようなことで対応していきたいなというふうに考えております。

○委員（紫野あすかさん） できるだけたくさんの中で、ここに行かなくても、どこでも子どもの声を三鷹市は聞き入れる体制があるんだよというふうに、公共施設など、市の事業などでも、やはり子どもの声を言える場所をつくることを進めていただきたいと思います。

三鷹でも、いわゆる不登校や長期欠席者と呼ばれる児童・生徒が増えています。声を出しにくい子どもや意見を表明する機会が少なかったり意見を言うことが難しい環境にいる子どもたちの声こそやっぱり拾っていく、言いやすくするための努力というのは必要かと思います。なかなか表に出にくいと言われているヤングケアラーやひきこもりの若者、また障がいを持つ子ども、外国にルーツを持つ子どもたちなどの意見を酌み取っていく、意見を聴くという取組については、先ほどちょっとおっしゃっていましたが、やはり特に努力が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 確かに、いろんな仕組みというものは設けていくのは重要ですが、まず、子どもがそうやって言えるためには、その大人を信頼している、この人ならちょっと言っているんだというようなことがあって初めて言えることかなというふうに思っておりますので、仕組みとかというのももちろんなんですが、ちゃんと聴ける姿勢、大人側が受け止めることが大事であろうかなと思っておりますので、そういったことを意識できるように、これは日頃の仕事を通じながらかとも思いますけれども、そういったところも図っていきたいと思っております。

○委員（紫野あすかさん） 本当に、そういう意味でも、まず大人が権利について深く学ぶことが重要かなと思います。昨年、私たちの会派で視察した丸亀市では、職員がまずこの子どもの権利を学ぶことが必要だということで、時には市長に対してもはっきりと、違いますよ、これは権利侵害ですよとか、言い方が違いますとかね、はっきり、庁内での意識が変わったということをおっしゃっていました。分かりやすく権利について教えるためにも、ユーチューブで発信したりもしておられました。パンフレットも、若者向けと低学年用に分けて、分かりやすく伝えていました。英語と中国語とスペイン語のものがありませんでした。この丸亀市は、工場地帯にある地域も、学校もありまして、外国にルーツのある子どもたちが学校の2割を占めるところもあるそうで、人権についての学習や他者への思いやりの取組などを日常的に子どもたちも行っていて、それを子ども議会で発表するというような取組も行われていました。そ

[速報版]

の中には、日常的にボール遊びができる公園をもっと増やしてほしいなど、自治体に対する、直接声を上げる機会が設けられていました。何もかもすぐには難しいかとは思いますが、やはり子どもが自由に意見を表明できる、市に対しても要望できるという機会、子ども議会のような存在というのは重要な取組かと思うんですが、今後検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん）　　子どもの声を市政に反映することは本当に重要であろうかと思っておりますので、子どもで構成する会議ですね。いろんなことを、意見をいろいろ言い合えるような会議も検討しているところでございます。

以上です。

○委員（紫野あすかさん）　　やはり、そういう大きな場で言う子どもの意見の表明も大事なんですが、やっぱり、声なき声というか、声を出したくても出せないような子どもたちの声を聴く、聴ける環境をつくる努力がやっぱり大事なかなというふうに感じています。学校のことはちょっと厚生委員会の管轄じゃないのかもしれないんですが、学校での子どもの権利に関するこの条例、授業など、この条例を生かしてどのように行われるべきと考えておられますか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん）　　学校の教育課程のところまで私どもではなかなか難しいところでございますが、学校にももちろんパンフレットなり、この先、作る予定の解説書のようなものは周知をしていきたいと思えます。先ほどの繰り返しになってしまいましたが、学校を通じて定期的にアンケートを実施することで、子どもだけじゃなくって、それを一緒に教員も見るといったことでの周知ということも検討しているところでございます。

○委員（紫野あすかさん）　　やはり、学校の先生、担任の先生などによっても、権利に関する考え方が違っていたり、教え方やニュアンスが違うということもあるかと思うんですね。条例の目指す中身を正しく、ちゃんと子どもに伝え、教えるためには、やはり市も関わっていくとか、場合によっては権利擁護委員が様々な教育に関わっていくようなことは今後あるのか、そういうことは全くないのか、その辺りはいかがなんでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん）　　まず、それぞれの考え方とか指導の仕方の違いでいきますと、前回のアンケートのときに、市のほうでまず動画を作りまして、それを共通で流していただいてからやったというようなこともございます。また、今後、権利擁護委員の委員の皆様が学校に出向いて啓発をするということも十分考えられるところでございます。

○委員（紫野あすかさん）　　どうしても、道徳などの授業でも、権利があれば義務もあるみたいな、何ていうのかな。子どもはもう無条件に幸せになれるんだよというような立場に立たないような、教訓的な授業になりがちな先生もおられるようなので、やはり広くみんなで学べるような体制が必要かなと思いますが、例えば保育園とか幼稚園などでは、この条例をどのように生かしていけるのか、いこうという思いがあるのか、その辺りはいかがでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん）　　子どもの権利はもう生まれたときからでございますので、学校だけでなく、保育園、幼稚園も大変重要であると思っております。現在も保育園では、子どもの人権を守るような研修も行っております。特に最近では、施設の管理者だけでなく、現場の職員にも向けたということで、様々な人権の研修もしているところでございます。それに併せて、今回の条例の制定については、随時、ポイントポイントで今までも園長会では、今やっていますよとか、今度上程しますよとかいうことを御案内していますので、条例制定お認めいただいた後には、園長会を通じなが

[速報版]

ら周知していきたいと思っております。

○委員（紫野あすかさん） ぜひ様々な場所でこの条例が生きるようにしていただきたいというふうに思います。

相談体制についてですが、やはり子どもが相談しやすかったり、この人なら相談したいなと思えるような関係性とか、相談しやすくなる工夫というのはやはり重要かと思います。世田谷区には人権擁護機関（せたがやホッと子どもサポート）という施設があります。世田谷区に住んでいる私のお友達のお子さんは、今、思春期真ただ中で、家族とうまくコミュニケーションが取れなかったり、親とけんかをしてしまって言い合いになってしまったときなど、もう俺、せたホッとに相談に行くからねというのが日常的な会話になっているそうで、それ、世田谷区は早くから子どもの権利の条例ができて、もう14年ぐらいになると思うんですが、やはり日常的にせたホッとという存在が出てくるほど定着しているんだなというふうに感じました。

このせたホッとに今年見学に行かせていただきましたが、弁護士や教育学や社会福祉の大学教授による子どもサポート委員という方が3名と相談・調査専門員という方が5名でこの支援を行っています。三鷹は、子ども・若者相談室を予定していて、土日も開ける予定だとおっしゃっていましたが、せたホットは、月曜日から金曜日の午後1時から夜の8時まで、土曜日も午後の10時から6時まで、電話やファクスや手紙、はがき、メールや、もちろん直接会って相談することができます。ホームページやニュースレターというのも出しておられて、あなたにとって一番やりやすい方法で相談してください、子どもの権利侵害に関わることであれば大人の方でも相談できます、秘密は必ず守ります、安心して相談してください、せたホット3階で会って相談できます、また、それ以外の場所に専門員が会いに行くこともできますというふうに、すごく門戸を広く開けておられるなと思いました。新規の相談も令和5年度は約300件あったということで、延べ相談回数は1,300件を超えています。子ども、相談の中身もまちまちで、話を聴いてほしかった、すっきりしたで終わる子どももいれば、継続的に話を聴いていて、すぐに結論は出なくても、何年か時間はかかっても、やはり子どもの声を聴いて、寄り添っていくということが重要なんだなということを感じました。

やはり、私がこのせたホットの相談体制でなるほどなと思ったのは相談の仕方でした。一般的には、ついメールやLINEで相談がやりやすいと考えがちなんですが、低学年は携帯を持っていなかったり、家族や親との関係が悪かったり、DVなどの相談の際、携帯電話を親が管理していたり、利用制限がかかっていたりする子どももいるので、専用はがきを使います。嫌だったこと、せたホットと一緒に解決したいと思ったことを書いてね、返事が早く欲しいときは電話で相談してねと書いてあって、裏面に悩みを書いて、折って、中身が見えないようにして相談できるはがきになっていました。意外と、アナログなんですが、このはがきがとても使いやすくて、子どもも相談しやすい、低学年も相談しやすいということで、学校にもいろんなところに置いてあるそうです。まずはその相談員とつながっていく、その声をとことん聴いて解決に向けていく仕組みができているなと思いました。

すぐにはね、三鷹市、まだ条例、これからできて、これからの運用なので、すぐには様々なことできない部分もあるかと思うんですが、やはり、権利擁護委員だけの力ではなくて、子どもと関わる全ての人たち、そして相談員の果たす役割というのがすごく重要になってくると思います。様々、いろんな先進事例、様々な自治体で子どもの声を聴く取組されていますが、取り入れられるものは取り入れて、検討していくというような検討はされているのでしょうか。

[速報版]

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 世田谷区さんのせたホッと、実は私、報告会に行っていまして、報告会の中でおっしゃっていたのは、はがきが結構多いんですってというようなことをおっしゃっていて、確かに、なかなか、自分から電話とか行くことができないような子どもには、なるほどな、有効だなというふうにも思ったところでございます。ほかの自治体さんの報告会も見させていただきながら、いろんなやり方があると思っておりますので、私どももそんな先進事例を十分取り入れながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） 本当、せたホッとさんは、なるほどなと思ったのは、やっぱり、答えを持っているのは子どもであって、寄り添う大人が答えを出したら、それは失敗してしまったということや、問題が起こっているのは、その子だけの責任じゃなくて、やはり周りの環境が問題を引き起こしていることがある。子ども自身が持っている解決する能力を信じること、子どもにはその力があって、あなたはあなたらしく、幸せに生きる権利があるんだよと必ず伝えているというふうにおっしゃっていました。三鷹では、相談する主な場所というか、子ども・若者相談室になっていくかと思うんですが、三鷹幼稚園跡地、森のひろば（仮称）になるんだと思うんですが、様々な悩みがあると思う、また、若者も対象としているということですが、この三鷹幼稚園跡地は、以前の厚生委員会で、利用者は登録カードか何かを使って登録制にして、それを持っている子どもが入れるというような説明があったかと思うんですが、急を要するような相談とか、気軽に相談に行けるような環境や運用についてはどのように検討されているのでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） 三鷹幼稚園跡地におきましては、1つの例としまして、カードでの利用といったところを検討しているところでございますけれども、実際に長期に利用するときには登録制を考えておりますけれども、飛び込みで来たときなども対応できるようにといったところを考えているところでございます。すなわち、カードがなくても、そういった相談は受け入れることのできる体制を今構築しているところでございます。

○委員（紫野あすかさん） どうしても三鷹幼稚園跡地は、子どもの遊び場というか、居場所というか、小さい子から小学生ぐらいが遊んでいるような場所になりそうなイメージなんですが、そこに若者がふらりと、ふらりとというか、相談しようというふうな場所になるのかどうか、やっぱり相談できる場所は相談できる場所、子どもの居場所や遊び場は遊び場みたいになったほうがお互いにいいのではないかというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） 三鷹幼稚園跡地の施設におきましては、建物自体が大体500平米ぐらいの広さでございます、その中に子ども・若者相談室という部屋を設置するといったところでございます。すなわち、遊びのスペースと相談を受けられるスペースをゾーニングしていくといったところでございます。ただ、実際には、やはり遊びのスペースが広いところでございますので、この部分につきましては、相談も受けられるんだといったところを広く周知することによって、来やすい、訪れやすい状況の環境整備に努めてまいりたいなというように考えております。

○委員（紫野あすかさん） その跡地の平屋の施設で体制は十分なのか、子どもの相談内容やプライバシーを守れる施設なのか、声が漏れたりとかいうようなことはないのか、その辺りはどのように検証されていますか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） 三鷹幼稚園跡地におきましては、事業者において運営を、

[速報版]

委託をお願いしたいというように考えておりますけれども、事業者の中で、専門に特化した、資格を有する職員の配置といったところを現在調整しているところでございます。また、権利擁護委員の執務室も幼稚園跡地に置くといったところになっております。プライバシーの配慮に十分配慮しながら、子どもが相談しやすい、安心して相談できる環境に努めてまいりたいというように考えております。

○委員（紫野あすかさん） その相談員に関しては、この間、プロポーザルで、大阪に本社がある会社が選ばれて、選考されていたかと思うんですけれども、その方たちが運営や子どもの相談にも応じるということになるのでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） おっしゃるとおり、運営におきましては、事業者のほうでの運営になりますけれども、ただ、全体的なサポートといたしまして、子ども・若者政策課をはじめとした行政機関が関わっていくこと、また、相談におきましては、先ほどより申し上げさせていたでいてありますが、多世代交流センターなどにおきましても、相談期間を、相談できるような場面を設けて、広く相談受けられるような体制を拡充してまいりたいというように考えております。

○委員（紫野あすかさん） その相談員ですが、森のひろばに配置される予定の相談員の方は、子どもの権利や人権にかかわらず、いろんな相談を受けたり、応じることになると思うんですが、いろんな相談の中で、この子どもの権利擁護委員との連携、また市との連携体制はどのようになっているのでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） 実際に、幼稚園跡地でございますけれども、常に専門の職員が、常駐の職員が、現在、事業者のほうで常駐の職員が置いていただけるように現在調整しているところでございます。また、遊びの中で、その専門の相談職員だけではなく、遊びのスタッフにおきましても、日常的な遊びの中での雑談であったり、通常のコミュニケーションを取る中での相談対応にも当たれるような形となっております。そのような形で上がってきた相談において、職員が受け、さらに、専門性があるものについては権利擁護委員のほうにつないでいくといったところでございます。また、関係機関での調査が必要な場合におきましては、市のほうで、行政機関のほうでも調整に、間に入りながら、様々な機関とのつなぎを果たしていきたいなというように考えているところでございます。

○委員（紫野あすかさん）すごい重要な役割を担うことになると思うんですが、やっぱりそこは、常駐職員がおられるということですが、市として、幼稚園跡地の利活用だけでなく、子どもの問題に対して主体的に市としてどう関わっていくのか、相談員だけじゃなく、やっぱり市の事務局体制も必要なのではないかというふうに思うんですが、どのような相談体制で市はそこに関わっていくんでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 子ども・若者相談室は、相談の1つの部屋でございます。この権利を守る、擁護するというのは、決して事業者に全て任せるようなつもりはございません。市としてしっかり対応はしていくというふうに考えております。ですので、もちろん相談室に来る例もあれば、直接市のほうに、子ども・若者政策課なり、ほかのセンターなりに御相談いただくこともあらうと思います。権利擁護委員と子ども・若者相談室、そこだけでやるわけじゃ決してございません。子ども・若者相談室から権利の相談があったら、まず市のほうに御相談いただきまして、市のほうも一緒に、相談員と共に対応する、調整等を行うというふうな体制でまいります。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） その相談体制については、人手も要るし、かなり丁寧にやっていく業務内容であるというふうに、役割だというふうに思っています。子どもの権利擁護委員との関わり、す

[速報版]

ごく大事になってくるかと思うんですけれども、専門性を要する重要な任務が権利擁護委員だというふうに思います。法律のことだけじゃなくって、やはり暮らしや福祉や健康面のことでも、学校のこととか家庭の問題など、様々な事情を抱える子どもたちを、子どもの権利を守るという立場に立って動いていただく委員だと思いますが、どのような基準で、どのような専門性のある方を権利擁護委員に選定される予定でしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 権利の擁護の委員につきましては、いろんな分野での専門性が必要であらうかと思っております。ですので、弁護士等の法律家、法律の専門家だけではなくて、児童福祉にも精通している、虐待対応なども実際によく理解されている、もしくは学校のことも結構理解していただいている方も重要であらうかと思っております。権利擁護委員同士で意見交換をしながら、お互いの情報を共有して、専門性をより高めるということも重要であらうかと思っておりますので、いろんな分野の方をお願いしたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） 任期が2年で5人以内というふうになっていますが、以前の素案のときは3人以内となっていたんですが、これはやっぱり、もうちょっと増やしたほうがいいだろうという考えの下で5人以内と変えられたのか、その辺りはいかがでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 今、御質問のとおり、検討委員会からの素案の案の報告では3名となっております。ただ、実際に擁護委員を検討する中では、いろんな分野がより必要だねというようなことの庁内で議論がありまして、5人以内というふうに増やしております。

○委員（紫野あすかさん） この相談員だけでなく、権利擁護委員の方も、その方によって、本当に献身的に子どもと自ら関わっていかれる方、関係を構築しようとされる方、また、ここまでやるんだというようなところまでやられる方、いろんな御苦労もあるかと思うんですけれども、やはり月3日以上、それ以外にも仕事が出てくる中で、ほかにちゃんとした御職業があって、この任務を兼任されるんだと思うんですけれども、やはり大変な任務になることが予想されますが、やっぱり、この月額報酬は見合うものなのか、もう少し何か手厚くできないものか、今後検討していかれることとは思うんですけれども、やはりなるべく権利擁護委員の方の職務をやりやすい、もっと整えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） こちら、実際にこちらの条例をお認めいただいた後に、権利擁護委員の方に対してどれぐらいの件数が相談に来るのか、この部分、始まってみて、その上で、行政としましても、どのようにサポートしていくのか、調整に入っていくのかを検討してまいりたいなというように考えております。ほかの自治体の例をお聞きしておりますと、条例始まって、初めはだだだっとなって、その後だんだん減っていくというような傾向があるというようにもお聞きしております。ただ、三鷹市においてはどのような形なのか、これは実際に動いてみる上で、動いた後に、この部分、分析しながら、検討してまいりたいなというように考えているところでございます。

○委員（紫野あすかさん） 執務室については、どちらになると想定されてますか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） まず、三鷹幼稚園跡地でございますけれども、現在整備中でございまして、2月頃開設として考えているところでございます。2月までの間でございまして、条例お認めいただいた後、10月からは、市役所の庁舎内におきまして、執務室として考えております。三鷹幼稚園跡地が開設後は、そちらを権利擁護委員の方の執務室に移動させて、実際に稼働させていき

[速報版]

たいというように考えているところでございます。

○委員（紫野あすかさん） 執務室はそういうことですが、その若者相談室の、電話でも相談ができるということだと思んですが、それはどこにかかるのか、誰が受けるのか、市庁舎にもかかるのか、森のひろばにもかかるのか、その辺りは、電話はどのような対応なんでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） 正直申し上げますと、現在、その部分のアクセスのタイミングについての方法について検討中でございます。ただ、いきなり権利擁護委員の方につながってしまうというよりも、まず子ども・若者政策課のほうで概要をお聴きして、その後に、状況をお聴きした上で権利擁護委員におつなげしていくというのがまず初めの在り方ではないかなというように考えているところでございます。長期的なところを考えますと、まだその部分について検討段階ではございますが、当初としては今お伝えさせていただいたような流れで考えているところでございます。

○委員（紫野あすかさん） 分かりました。

子どもの権利擁護委員は5人以内ということですが、相談員の方は、相談員としては何人くらいを想定されているのでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） 三鷹幼稚園跡地においての相談員としては、常に1名以上といったところでございます。ただ、相談だけではなく、遊びのスタッフも通常の中から相談に応じられるような形で、常勤としては、現在、相談受けられる、遊びのスタッフも含めてですけれども、6名以上配置できるかどうかといったところを今、業者の方と調整中でございます。

○委員（紫野あすかさん） 分かりました。自然にというか、やはり子どもとの信頼関係が必要かなというふうに思います。それは森のひろばだけでなく、多世代交流センターもそうですが、様々な子どもたちと関わる市の人たちや様々な施設などでもやはり、ちょっと子どもの声を聴いたんだけど、心配だから、こういうのにつなげられないだろうかとか、そういうようなやっぱり連携が今後必要になってくるというふうに思います。声を上げていなくても、ちょっと衣服が汚れているとか、元気がないとか、何か家庭で困っているんじゃないかというのに気づけるような仕組みも必要なのかなというふうに思いました。

あと、条例の中身などは今後も見直しとか改定とか修正などは行われることかと思うんですが、見直しについて、または改定などは、誰が、どのようにして判断して、どのように行っていく予定なのか、伺います。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 条例の見直しに当たりまして、まず、条例の進捗状況、課題等について、先ほども申し上げましたように、子ども・子育て会議を中心に検証してまいります。そこで上がった御意見、子ども・子育て会議は意見をいただける場でございますので、その内容を踏まえて、市のほうで検討する内容を詰めてまいります。3年後のことでございますが、具体的にそのときにどういう流れというか、手法で検討を再度するかどうかは、また中、詰めてまいるところでございます。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） 分かりました。

子ども・子育て会議に移行するということで、青少年問題協議会が廃止されるということですが、これまで各地で様々な活動や、この団体が担ってきた役割というものもあったかと思うんですが、今回この青少年協議会がなくなるに当たって、委員の皆さんはどのような意見を持ち、市はまたどのような説明をされたのか、伺います。

[速報版]

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） こちらの青少年問題協議会でございますけれども、まず、成立は昭和の30年代に成立している条例でございます、設立当初は、青少年の矯正、保護、こちらが非常に重大的な社会的なテーマと挙げられていたといったところでございます。そのために、この青少年問題協議会でございますが、主には警察の関係の方であったり、児童相談所などの行政関係機関が入っている会議でございますけれども、この廃止におきまして、廃止の前の検討段階に、その前の段階で、こちらの会ですけれども、役割として変化が起きているんじゃないか、社会的な変化に伴って、この在り方についても検討すべきではないか、そういったことが長年におきまして議論として上がってきたといったところでございます。それを受けまして、今回の改正前の段階で各機関にお話しした、お伝えさせていただいたところ、確かに、現在の青少年を取り巻く状況の変化から、見直しの必要性はあるだろうといったところ、同意いただいて、今回このような形で議案として提出させていただいているといったところでございます。

○委員（紫野あすかさん） 子ども・子育て会議は、市民や学識経験者や子どもの保護者や当事者の子ども・子育て支援に関する事業に従事する方たち、若者も新たに加わっていくということですが、これまで委員になってくださった方は継続して参加されるということはあるのか、ないのか、全く、はい、さよならという感じで終わってしまうのか、今後の関わり方は全くないのか、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） こちらの青少年問題協議会でございますけど、団体さんからの推薦というような形で委員としてなっていたいたといったところがございまして、その団体さんからの推薦が、子ども・子育て会議のほうで、その方が変更といったところはあるんですが、団体からの推薦といったところは変わらないところでございます。また、中には、団体が今回、青少年問題協議会ではない、そこに推薦いただいていた方が、子ども・子育て会議のほうには推薦団体として入っていないといったところはございますけれども、子ども・若者政策課におきまして、補導連絡会という、またほかの分野の会議であったり、また、子ども家庭支援ネットワーク、ほかの会議でございますので、そちらにおいて、今回の子ども・子育て会議においての選出母体となっていない方については、こちらのほかの会議での選出母体として、委員としてなっておりますので、市としては、今まで青少年問題協議会でいただいていた意見につきましては、ほかの会議体においても声を拾えるものというように認識しているところでございます。

○委員（紫野あすかさん） 特に若者施策も今後推進していかれるということですが、若者、一口に言ってもいろんな若者がいますが、どのような世代、どのような若者の方たちと一緒にやっていこうと考えておられるのか、何人ぐらいを想定されているのか、その辺り、もし構想がありましたらお聞かせください。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） 何人、どういった方々というよりも、まずはニーズを把握するところから努めてまいりたいというように考えているところでございます。若者に向けてのアンケート、どのような形でアンケートを行うのか、その検討を今後進めてまいりたいというように考えているところでございます。

○委員長（谷口敏也さん） 質疑の途中ですが、休憩をいたします。1時再開でお願いします。

○委員長（谷口敏也さん） それでは、委員会を再開いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 質疑を続けます。

[速報版]

質疑のある方、ほかにいらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでしたら、委員長を交代します。

○副委員長(紫野あすかさん) それでは、委員長を交代いたします。

○委員(谷口敏也さん) よろしく申し上げます。まず、条例について、先ほど紫野委員の質問の中で、この前文の子どものみなさんから、非常に分かりやすい文章が続いてて、いいと思うんですけど、小・中学校の生徒に対しても、教育委員会のほうでの担当になると思うんですが、子ども政策部として、これ、この条例を基に例えば授業を行ってくださいとか、研修——研修と言っちゃおかしいか。講習会みたいなのを開いてくださいというような要望はしていなくて、あくまで教育委員会任せということになるんですか。

○子ども政策部長(近藤さやかさん) 任せというより、これをどうやって学校現場で、日々の授業とか教育活動で生かしていただけるかというのは、やっぱりそこは一番学校では考えていただきたいところでございます。ただ一方で、校長会にも私ども何度が参加させていただいて、条例制定に向けて取り組んでいるとか、アンケートの御協力もお願いしてはいますので、そういった面では、今後、校長会を通じることが基本になるかと思いますが、パンフレットの配布、それから、場合によっては権利擁護委員からの出張の出前授業みたいなこととか、そういうことは御案内していきたいと思っております。

○委員(谷口敏也さん) 協力体制はできているということによろしいんですかね。

○子ども政策部長(近藤さやかさん) これまで検討委員会の議論の中には教育委員会の部課長にも入っていただいて、一緒に聞いていただくなりもしていますし、理事者協議する中でも教育長にも入っていただいてやっておりますので、協力体制は整えていきたいと思っております。

○委員(谷口敏也さん) そういった中で、例えば、先ほども委員から質問がありましたけど、不登校の児童・生徒やひきこもりの児童・生徒たち——同じか——に対してはどういった方法を取られるのか。要は、学校に来てないと全然知られないというののもちょっと問題があると思っておりますので、その辺はどうお考えですか。

○子ども政策部長(近藤さやかさん) 学校となかなかつながりがないお子さん、もちろん公立の学校だけではなくて、市内には、市民でありながら、他の地区に通っていらっしゃるお子さんもいらっしゃいますので、そういった面では、幅広く周知はしていかなければいけないと思っております。ただ、問題はやっぱり、お子さん自身が市報を見たり市のホームページ見たりするというのはなかなか難しいかなと思っておりますので、それは例えば無作為抽出で、いろんなものを御案内する中に入れるとか、そういったことの検討も必要かなと思っております。

○委員(谷口敏也さん) そういった中で、私立もそうですし、小・中学校もそうですし、高校も市内には4つ、私立が3つで、公立が1つか、ありますけど、そういった高校のほうにも、この条例ができたということを周知しなければいけないですし、そこに通っている生徒も市民なわけですから、そういったところでも、学校側から、あるいは健康福祉部なり、先ほどおっしゃっていた人権擁護委員なりとかの出前授業とかという、こういうメニューがありますよとこちらからPRして、広報できるような仕組みというののも必要じゃないかなと思うんですが、その辺はどうお考えですか。

○子ども政策部長(近藤さやかさん) 今、御質問ありましたとおり、市内の学校に対しては私どもも、パンフレットは、三鷹に住んでいるだけじゃなくて、三鷹の学校に通っているお子さんもちろん

[速報版]

この権利条例の対象でありますので、学校を通じてになろうかと思えますけれども、お子さんたちへの配付もお願いしたいと思えますし、いろんな啓発の事業もそうですが、そのような御案内もしていきたいと思っております。

○委員（谷口敏也さん）　　そういった中で、先ほど蛭澤委員から質問がありましたけど、子どもの権利と、例えば私立高校・中学とかだと、その学校の校則というのが非常に重要になってくると思うんですけど、そういった中で、学校の校則はこうなんだけど、三鷹でこういう人権、子どもの権利があるんだからというような相談とかも来る可能性はやっぱりありますよね。そういった場合はどうしていくのか。例えば、学校側も、確かにこの条例はあるけど、学校としては、例えば生活指導とか、学校の校則とかでこういうのがあるから、それは三鷹の子どもの権利条例があったとしても駄目だよと学校側からまずは言うのか、それとも、相談がこっちに来ちゃった場合には、まずは学校と相談してくださいと言うのか、その辺はどう想定しているのか、お伺いしたいと思います。

○子ども政策部長（近藤さやかさん）　　その可能性、今御質問の御相談が来る可能性は十分あるかと思えます。まずはお子さんの声を、相談を聴かせていただきます。その上で、お子さんの了解も取った上で、学校。ただ、学校にいきなりということはなかなか難しいかもしれません。保護者の了解を取った上で、学校に言わせていただくということもあろうかと思えます。じゃあ、やっぱり、なぜその校則があるのか、何のための校則なのかということを学校とちゃんとお子さんが話し合う場が必要であらうかと思えます。その調整を擁護委員の方にやっていただくか、もしくは事務局のほうで1回やった上で、それでもってあれば擁護委員に出ていっていただくとか、そういうのは場面場面で、御意向も踏まえながら対応していくことが必要かと思っております。

○委員（谷口敏也さん）　　そういったことをやっぱり想定すると、この条例を制定しましたというふうに、特に私立の高校とかに周知をする場合には、そういうことも想定されますから、何だろう。覚悟してくださいじゃないですけど、頭に入れておいてくださいなりの話をして広報すべきではないかと思えますが、いかがでしょう。

○子ども政策部長（近藤さやかさん）　　権利擁護委員の仕組みになろうかと思えますが、こういう仕組みですよ、こういう流れでありますよというのは御案内が必要かと思えます。ただ一方で、難しいのは、やっぱり市外の私立の学校に三鷹の子どもが通っている場合、ここまではちょっとさすがに難しいかなとは、事前の周知は難しいかなと思えますが、相談があったとき、実は私たちはこういうものがあるって、こういう条例で、こういう動きでしていますよということは、その際に御案内する必要があるかと思っております。

○委員（谷口敏也さん）　　確かに、三鷹市の、三鷹市民のというか、三鷹市在住の子ども、お子さんで、小・中学校に通っていない方、多数いらっしゃいますから、そっちの中学、高校まで、できましたって広報するのは難しいかと思えますけど、問合せが来た場合にはしっかりと対応していただきたいなと思えます。

それと、安心できる居場所づくりの中で、これは三鷹市子どもの居場所に関する基本方針の中でも述べられているんですけど、結果として子どもの居場所となっている場所の例とあって、コミュニティ・センター、協働センター、元気創造プラザというのは分かるんですけど、北野情報コーナーとあるんですよ。これ、私も行って思ったんですけど、北野小の子が、ちょうど行ったときに、放課後だったのか、何人もいて、名前言っているのか分かんないですけど、福島さんと気軽に話しているんですよ。こうい

[速報版]

う場所ってやっぱり子どもたちにとっては居心地がいいし、何でも相談できるおじさんになっているかどうか分かんないですけど、入っていかなくても、さようならと挨拶しながら通り過ぎていたり、もちろん入ってきて、前の園庭みたいなところで遊んだり、こういう場所というのが、たまたまこれは北野情報センターって外環があったからできた場所ですけど、どこか、空きスペースという言い方はおかしいですけど、例えば地区公会堂で、何でしたっけ、今の。クーリングスポット事業やっているじゃないですか。ああいうような感じで、子どもたちが公園に遊びに来てとかというのも、地区公会堂が中にあると、そういうことができますし、あるいは事業者でも、昔、我々が子どもの頃なんかは小学校単位で結構駄菓子屋さんみたいなのがあったんですよ。今ほとんどないですけど、牟礼のほうでは復活してたりするんですよ。そういうところも子どもの居場所になるんじゃないかなと。一つは、そういうところに、運営している団体や個人の方々にもしっかりとこういうのを周知しなければいけないですし、条例の中でうたっているように、事業者の責務というのがあります。ただパンフレットを送るだけでは、何をしたいか分かんないということになりかねないので、そうすると、やはり事業者向け、市民団体向けに何らかの方法で、こういったことができるんじゃないですかとか、講習会とかというのをやる必要もあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうお考えですか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 事業者向けということですが、今、例に挙げていただいたところは、恐らく、そんな、子どもの権利とか、そういうことをすごい意識してやっていらっしゃるわけではなくて、本当に子どもと楽しく、また、本当にまた来ようと思える状況なんだと思います。基本方針でも述べましたように、あえて、ここにどうぞと言って、そこに行くより、子どもたちが自分で、ここ行こうとか、ここ勝手に使っちゃおうみたいなほうが、より居心地がよくって、自分のものにできると思うんですよ。なので、事業者といったときには、そういったちょっとした駄菓子屋さんまでも、じゃあ研修受けてくださいって、そういうことなのかなというのは、ちょっと正直、うーんというところはございます。ただ、本当に、例を挙げると、例えば商業施設でいろんな御商売をされていて、そういうところにはちゃんと御案内をさせていただきたいなとは思っています。ただ、なかなか、やっぱりあんまり縛っても、こんな条例ありますよということを身近な地域の方に縛り過ぎても、それはそれで難しいかなというところはございます。

○委員（谷口敏也さん） 例えば、そういったところで子どもたちが何げない会話の中で困っていることとかぼろっと話した場合に、その事業者なり団体の人たちが、どうしたらいいのか分からないというんじゃないくて、例えば三鷹市でこういう条例をつくったから、この子はこういうことに困っているのかな、じゃあ市につなごうとか、そういったことが分かるように、市のほうでこの条例の制定の意義とかというのを説明したほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、そういう講習会の開催とかはどうお考えですか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 今御指摘のところは確かに、聞いたけど、どうすればいいのとかというふうなところで、こういうのを御案内できるというのは重要なことであろうかと思います。なので、そういうところに限定するか、広く講習会、市民向けの講習会みたいなのをするか、また、あまりハードル上げずに、タイトルを考えると、いろいろしながらやっていくことは必要かと思います。

○委員（谷口敏也さん） 何でそういうのを聞いているかという、これ、去年の決算でも言ったかと思うんですけど、私、ソフトバレーボールというのを教えているんですけど、そこで聞くんですよ、いじめられた云々かんぬんとか。我々ってそういうことに対しての対応は全然学んでないんで、そうし

[速報版]

た場合に、子どもたちがＳＯＳを出してきた場合にこういった対応をすればいいのかなというのをちょっと聞きたいなという思いがあったんで、そういう研修会とかがあれば出たいと思っている人はいるんじゃないかな。例えばＣＳもそうですし、今だったら学校のサポーターとかもそうだと思うんで、そういう機会をちょっと、この条例ができたことによって、勉強会みたいなのを開いていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、第19条、第21条ぐらいの意見を表明できる仕組み云々かんぬんで、先ほども子どもの会議みたいなものというようなのも部長からお話があったんですけど、ちょうど二、三年前から青少年委員協議会がティーンズトークというのを始めているんですよ。子どもたちが集まんないからというんで、大成高校にチラシまかせてくれとかってやったんですけど、それでも集まらない。結局、その青少年委員協議会の委員の方のお子さんとかが数名来ている。ちょっと西側に偏っているというような、そういった課題をもらって、何とか。でも、これって、今進めているこの条例にまさに合う、子どもたちからの意見を聴く場じゃないかなと思ったんですね。先ほど部長のほうからも、子どもの会議とかそういったものを考えているというようなお話でしたから、例えば今やっている青少年委員協議会の事業は、何か予算もないし、全然市との関わり——市との関わりがないと言ったらおかしいかしんないですけど、市のバックアップもないみたいなんで、そういうのであれば、今やっている、しかも、それと似たような事業を武蔵野はやっているんですよ。文化学習協同ネットワークが主催してやっているんですけど、委託事業で。だから、そういうところに、今やろうとしている、今やっている団体があるのであれば、そこにある程度お願いをして、子どもたちを集める、協力は市のほうで、教育委員会を通じてとかで集めて、子どもたちからのじかの意見を聴く場というのを設けられるんじゃないか、簡単に設けられるんじゃないかと思うんですけど、その辺、どうお考えなのか、お伺いします。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） なかなか若い世代、中高生以上の世代が集まらないというのは課題かなと思っています。先ほど世田谷の例がありましたが、世田谷でもなかなか中高生世代からの相談は難しいというようなお話もありました。前回ワークショップをやったときの方法としましては、住民基本台帳から無作為で御案内をしまして、参加いただく方、同意くださいというような形でやったんですね。そういうふうにはやらないとなかなか、こっちから案内して申し込んでいただく形は難しいのかなというのが正直、何回かやってみているのとほかのいろんなやつで集まらないというのがあろうかと思いますが、今御提案いただいたような、そういう今やっている団体というのもあるかと思いますが、個人情報扱うことなんかも考えながら、やっぱり、より確実に広い方に御案内できる方法というのは検討していきたいと思います。

○委員（谷口敏也さん） 中学校だったら生徒会がありますし、小学校でも児童会とかあるから、その辺の役員の人たちに声をかければ、すごい意見は出てくると思うんですよ。私もＰＴＡ会長のときには、ＰＴＡ役員と生徒会の役員との話合いとか初めてやったんですけど、文化祭やりたいとかで、なかなか難しい要望はいただくんですけど、いろんな意見を持っている、特に中学生なんかはしっかりとした意見を持ってるんで、そういった意見を聴く場というのをしっかりと構築していただきたいなと思います。

続いて、権利擁護委員の関係で、先ほど質問もありましたが、青少年問題協議会条例を見ると、人数も、教育委員会が１人で、学識経験者が１３人以内でってずっと書いてあって、子ども・子育て会議のほうは、学識経験者が４人で、保護者が４名以内、子ども・子育て支援に係る者は９名以内で、一般

[速報版]

公募が3名以内で、云々書いてあります。先ほど、団体から推薦をいただいている青少年問題協議会の方が多く、そのまま移行するというのはないというような御答弁だったと思うんですけど、希望すれば入るとか、今、個人の方でも、青少年問題協議会委員をやって、なくなるのであれば子どものほうのをやりたいという方もいらっしゃるかもしれないんですけど、その辺の対応というのはどうなっているんですか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） 委員の方に対しても今回の廃止について御説明した上で取り組んでいるところでございますけれども、委員の方から、継続して入りたいといった御意見は今のところないといったところでございます。ただ、いろんな御意見をお持ちの方がいらっしゃると思いますので、委員として入るという形でなくても、そういった御意見をお持ちの方に対して、意見は広く受け取りながら、こちらの若者政策、行政施策を進めてまいりたいなというように考えております。

○委員（谷口敏也さん） ありがとうございます。終わります。

○副委員長（紫野あすかさん） では、委員長を交代いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 委員長を交代しました。

ほかに質疑し忘れたとかいう方、いらっしゃいませんか。

○委員（太田みつこさん） すいません、1つ、1点だけ確認したいんですけども、未就学児の保護者向けに、例えば健診時や、あとはよく利用する病院ですね。小児科とかはじめ、そういった病院のところでこういった条例について案内するのは効果的ではないかなと思うんですが、そういった連携についてはどのようにお考えでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 未就学の家庭への御案内は、健診は大変有効な機会かと思えます。ポイントポイントで健診ございますので、そこで、こういう条例できたよとか、子どもの権利ってというようなことは御案内はできるかと思えます。また、ちょっと小児科については、医師会とも、御協力をお願いするなどしたいと思えます。医師会の先生、子ども・子育て会議にも入っていただいている方いらっしゃいますので、そういうところでの議論もしていきたいと思っております。

以上です。

○委員（太田みつこさん） やはりまだ意見を言えない子どもさんに対しての保護者の認識というのは重要だと思いますので、その辺もよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（谷口敏也さん） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、以上で議案第64号、議案第66号、議案第68号に対する質疑を一旦終了いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 休憩いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 委員会を再開いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 議案第69号 三鷹市立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

○子育て支援課長（嶋末和代さん） 私からは、三鷹市立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例について御説明いたします。審査参考資料、59ページを御覧ください。

1の条例改正の概要でございます。今回の改正は、三鷹市立母子生活支援施設三鷹寮を活用し、令和

[速報版]

9年1月から新規事業を開始するため、入所世帯の定数を15世帯から13世帯に変更するものです。

2の新規事業の概要について御説明いたします。新たな事業として、養育困難、経済的困窮など課題を抱える母子を一時的に受け入れる母子支援事業と出産に大きな不安があるなど困難を抱える妊婦を受け入れる特定妊婦支援事業を予定しております。対象は、いずれも市内在住の支援が必要な母子や妊婦です。利用料につきましては、母子支援事業を利用する課税世帯のみ、1泊3,000円を頂きます。委託先は、三鷹寮の指定管理者である社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団を予定しております。これらの事業は、母子生活支援施設の入所定数と別枠で実施する必要があることから、専用の居室を確保するため、条例で定める入所世帯の定数を13世帯に改めるものです。

3のスケジュールでございますが、本議案をお認めいただきました後、10月以降、子ども家庭支援ネットワークで事業を周知し、12月に社会福祉事業団と契約し、令和9年1月の開始を予定しております。本条例の施行期日は、10月1日としております。

説明は以上です。

○委員長（谷口敏也さん） ありがとうございます。市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。なお、質疑時間については、1議題につき委員1人当たり片道30分以内となっておりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。それでは、質疑のある方、挙手をお願いいたします。

○委員（太田みつこさん） よろしく申し上げます。母子支援事業についてなんですが、この対象者というのは、養育困難、経済的困窮などの課題を抱える母子とありますが、具体的な利用要件や優先順位、利用決定は、誰が、どのように行う予定でしょうか。

○子育て支援課長（嶋末和代さん） 要件としましては、特に厳密な要件は設けておりませんで、育児に不安がある、育児疲れなどで相談や支援を受けたい方、一時的に家族と離れたい方、こちら、離婚してなくても特に構わないと考えております。ただし、母子生活支援施設の特性上、追跡の危険がない方であれば、離婚していなくても特に構わないというふうに考えております。あとは、現在ひとり親で三鷹寮への入所を検討されている方、あと、児童相談所の措置の解除前に、在宅に戻るに当たって不安がある方、準備が必要な方などを考えております。こちらは、子ども家庭支援ネットワーク、要対協の中で、こういった事業を利用したほうがいいんじゃないかというところで挙がった方について、こちら、子育て支援課のほうで確認をして、御本人と面談して、利用していただいたほうがいいかどうかを決定する予定でございます。

以上です。

○委員（太田みつこさん） そうしますと、本人希望というよりは、その中で決定した人が入ることでしょうか。

○子育て支援課長（嶋末和代さん） おっしゃるとおり、特に広く周知して募集をする予定はございませんで、要対協、子ども家庭支援ネットワークの中で、支援が必要、既に支援が始まっている方などを対象に、各関係機関の相談員などからつないでいただくということを想定しております。

以上です。

○委員（太田みつこさん） 分かりました。

また、特定妊婦支援事業についてなんですが、こちらは三鷹寮を使ってどのような支援を行い、産前産後の母子支援とどう継続してつなぐのか、お伺いします。

[速報版]

○子育て支援課長（嶋末和代さん） 特定妊婦支援事業につきましては、出産に大きな不安を抱えているというところで、日中1人で不安な方、特にこちら、未婚であるとか、そういった要件をつける予定はございません。例えば配偶者が海外に長く出張なり単身赴任なりというケースも考えております。これが普通の宿泊施設と三鷹寮との違いなんですけれども、三鷹寮には専門の母子支援員ですとか少年相談員ですとか専門職がおりますので、そういった相談員、支援員を中心に、不安を解消するような相談をしたりアドバイスをしたりというところを考えております。また、この事業には保健師、看護師、助産師のいずれかが配置が必須となっておりますので、そちら、保健師、看護師などの専門職、出産に関する専門職の職員にも週1回程度面談をしていただいて、出産や育児に関する知識をお教えしたりですとか、不安なことがあれば相談に乗るというような支援を考えております。

以上です。

○委員（太田みつこさん） やはり産前産後の不安というのは、ひとり親だけでなく、幅広く支援が必要だと思いますので、有効活用ができるような形になればいいと思います。

また、そういった既存の支援との役割分担という点では、子ども家庭センター、保健センター、生活困窮者支援、母子生活支援施設、産後ケア等とどう事業を連携させるとお考えでしょうか。

○子育て支援課長（嶋末和代さん） 今、既存のそういった関係部署とは定期的に子ども家庭支援ネットワークの担当者の会議がございますので、そこで密に連携を図って、特に今年度は母子保健のほうでも若年妊婦に関する支援を重点に進めておりますので、そういった事業の担当とも連携を取っていきたいと思っております。

以上です。

○委員（太田みつこさん） また、社会福祉事業団への委託ですが、新たな2事業を実施するために職員を増員するのか、また、夜間を含む対応等はどのようにお考えか、お伺いしたいです。

○子育て支援課長（嶋末和代さん） 三鷹寮の職員体制は、現行のまま対応する予定でございます。現在、施設長を含めて6人で三鷹寮の運営をしておりますが、そちらでこれからも、新しい事業開始後も対応していただきます。

夜間につきましては、19時半まで三鷹寮の職員が交代で、シフトで勤務しておりますので、それ以降は、今、警備員だけになってしまうんですけれども、必ず職員が当番で、公用の携帯を持ち帰って、何かあれば駆けつけるというような体制を取っております。妊婦の支援が入りますので、急に産気づいたりというようなことも想定しておりますので、事前にタクシー会社と契約を結ぶなど、万全の体制を整えていきたいと考えております。

以上です。

○委員（太田みつこさん） 19時半まで職員さんが対応ということなんですけど、これまで、それ以降で何かトラブルがあったとかは特にないでしょうか。

○子育て支援課長（嶋末和代さん） 19時半以降、職員に連絡入ることはよくありまして、例えば、三鷹寮、門限があるんですけれども、10時が門限なんですけど、門限になっても帰っていらっしゃらない入所者がいるけど、どうしようというような連絡だったり、ちょっと親子げんかしている様子が御近所、隣の部屋から通報があったりですとか、日々——日々というのは、ごめんなさい、言い過ぎなんですけれども、連絡はよく入っているようなんですけれども、対応に苦慮するということは少ないというふうに聞いております。

[速報版]

以上です。

○委員（太田みつこさん）　これから妊婦さんを受け入れるということで、時間を、この19時半までで問題ないというような見解でいらっしゃるのでしょうか。

○子育て支援課長（嶋末和代さん）　夜間は、職員はいないんですけれども、先ほど申し上げたとおり、警備員がいますので、警備員から速やかに、産気づいたということであれば、予約しているタクシー会社に連絡してもらう。それ以外のことでしたら、通常と同じように、当番の職員に連絡を取るという体制で大丈夫かと思っております。また、市のほうの母子保健係の保健師も必ず特定妊婦、支援が必要な妊婦さんには担当がつきますので、そういった、子ども家庭課とも連携しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○委員（太田みつこさん）　今回、新たな母子支援事業等を実施すること自体は、困難を抱える母子を早期に支援するという点で重要な取組だと考えますが、やはり常に状況を把握しながら変化をしていかなければ、そのニーズに 대응できないと思いますので、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

○委員（佐々木かずよさん）　よろしくお願いします。ある程度、質問伺ってよく分かったんですが、今回、この15部屋、15世帯から13世帯って、お部屋を2つ、この特定妊婦支援事業に使うという、そういった認識でよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（嶋末和代さん）　おっしゃるとおり、この減らした2部屋を母子支援事業と特定妊婦支援事業に充てる予定でございます。

○委員（佐々木かずよさん）　例えばなんですが、2部屋が空いていて、母子支援事業のほうで養育困難の方が急遽入られる場合は、その2部屋がたまたま空いていた場合、流用というんでしょうか、空いていたら母子支援事業に使ったり、逆に母子支援事業のお部屋が余っていた、空いていた場合で、出産に大きな不安を抱える方が3人もしいた場合に、流用というんですか、部屋の活用というのはできるんでしょうか。

○子育て支援課長（嶋末和代さん）　三鷹寮としての13部屋にこちらの2つの事業は使えないので、この2部屋で、例えば2部屋空いていて、3人が利用したいというふうになったときは、母子支援事業のほうであれば、内容を聞き取って、もし入所したほうがいいという判断であれば、三鷹寮の入所者として入っていただくことも可能ではありますが、たまたま特定妊婦支援事業のほう、3人同時にニーズがあった場合は、大変申し訳ないんですが、お一方については、連携している管外、市外のやはり母子生活支援施設、連携しているところ、幾つもございますので、そちらを御紹介するなどの対応を取ってまいりたいと思っております。

以上です。

○委員（佐々木かずよさん）　分かりました。じゃあ、市外との連携も取れるということで、柔軟な対応、よろしくお願いいたします。

改めて、母子支援事業だけだったとき、今までの特定妊婦支援事業でなかったときに、こういった出産に大きな不安を抱える方が来られたということはこれまでにあったんでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん）　先ほど要対協の話ありましたが、りぼんのほ

[速報版]

うでずっと伴走して支援している方の中には、やはり、突然こういう必要性が生じて、先ほど管外との連携という話ありましたけれども、その行き先を探すのに本当に苦慮するということがあって、今回これを整備するということでは、職員は非常に安堵しているという事実がございます。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。では、本当にこの支援が行き届くように、またよろしくお願ひしたいと思います。

この入居というんでしょうか。この入居のプロセスなんですが、先ほど、子ども家庭支援ネットワークで周知をして、何か判定会議みたいのがあって、何か合議みたいのをして入居が決まるみたいな、プロセスというんでしょうか。入所のプロセスについて教えていただければと思います。

○子育て支援課長（嶋末和代さん） 三鷹寮の入所に関しては、母子保護の会議というのをやって、入所会議というのを市側と三鷹寮と両方でやって入所するんですけども、新しい新規の事業については、ちょっと今、要綱を整備中ではございますが、やはり一定の判断を、意思決定をしてというところが必要になると思いますので、同様に、名称まだ決定してないんですけども、意思決定をして、利用していただくという形を取りたいと思っております。

以上です。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。今後ということで、また教えていただければと思います。

あと、妊婦さんというのは、産んで終わりではなくて、産んでからもやはりこうやって、きっと産む前からいろいろこういったお悩みをお持ちの方は出産後もやはりケアが必要になってくるかと思うんですが、出産後の速やかないろんな福祉との連携というものもサポートしていただけるという認識でよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（嶋末和代さん） 出産後は、母子支援事業ですとか、三鷹寮の入所の対象になるケースも想定してございますので、出産後も不安が引き続きある方については、入所いただくなり、引き続き母子支援事業のほうに移行して、利用していただいて、支援を継続するということを考えております。

以上です。

○委員（蛸澤征剛さん） よろしくお願ひします。1点だけちょっと確認なんですけれども、これ、当初予算で計上されていたと思うんですけど、これ、見ると、すぐに始めたほうがいい事業なのかなと思ったんですが、これ、もう少し早く事業を進めることはできなかったんでしょうか。

○子育て支援課長（嶋末和代さん） そうですね。当初予算でお認めいただいているんですけども、やはり条例の改正が必要というところもございまして、先ほど審議いただいた子どもの権利に関する条例、こちらに掲げる子どもの権利、安心して生きる権利ですとか支援を受ける権利など、事業の1つとして実施したいなというふうに考えて至った事業でございまして、子どもの権利に関する条例と併せて、今回、定数の改正の条例を議案として提出させていただきました。さらにその後、少し時間がかかるのは、三鷹市でこの条例を改正した後に、指定管理者のほうの社会福祉事業団のほうでも、やはり定款の変更ですとか、手続が必要でございまして、それで今回、1月開始ということにさせていただきました。

以上です。

○委員（蛸澤征剛さん） 先ほど清水課長のほうから背景について少し言及ありましたが、やっぱ

[速報版]

りこれがあってすごく助かるようになったってお話だったので、やはりこれ、早く実行したほうがよかったのではないのかなというふうに思って今ちょっと質問したんですけども、これ、でも、子どもの権利条例がなくてはならないものでもなかったわけですね。やろうと思えばできたのではないのかなと思ったんですけども。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 今、御指摘いただいたとおり、決して子どもの権利条例が成立しなければならないような事業ではございません。ですので、これはこれで検討はしておりました。条例がある前提でこれを検討したわけじゃなくて、これも並行して検討しておりました。その中でも、やはり今、担当の嶋末課長が申し上げたとおり、安心して過ごす権利としては重要だねということとやっぱり事業団の中での一定の手続ですね。そういうことも行わなければいけないということも、いろいろ検討する中でも分かってまいりましたので、今回、併せて、同じタイミングで条例を出させていただいているというところでございます。

○委員（紫野あすかさん） 何点かお伺いします。もともと15世帯入れる三鷹寮でしたが、今回改定をされるということで、2部屋を有効に活用しようということなんですが、ふだんは割と空きが、いつも常時2つぐらいは必ず空いていたような稼働率だから、この空いている部屋を活用しようという考え方になったのか、それとも、やはり緊急性があるから常に何部屋は空けておかなきゃいけないから空けていて、もっとさらに有効に活用できる、対象をはっきりとさせた事業をしようというふうになってこの2部屋の活用なのか、その辺りの経緯はどのようになっていますか。

○子育て支援課長（嶋末和代さん） 令和4年度以降、入所世帯数が12世帯を超えることはなくなりまして、常時空き室が生じているような状況でございました。その中で、空き室を、空室を有効活用できないかというところで検討してきた経過がございます。ですので、空けているわけではなくて、空いている部屋の活用として考えてきた事業でございます。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） じゃあ、13世帯、これまでの三鷹寮が13世帯に減ってしまうこと自体で不利益は何もないということを確認しました。

それから、これまで、開設から現在まで、もう満室となって受け入れられなかったということはなく、もしあった場合は、よそにちゃんとスムーズに移行というか、よそのところで受け入れることができていたのか、今回減らしてしまったことで、本来入れる人が入れなくなってしまう可能性はないと考えていいのか、その辺りはいかがでしょうか。

○子育て支援課長（嶋末和代さん） 15世帯満室になった時期の最後は、令和3年の7月、8月が最後でございまして、その当時、入所待ちになった方がいらしたかどうか、ちょっとすいません、把握はしていないんですが、その後はなく、満室が理由で、空きがなくて入所をお断りしたということは令和3年以降はございまして、ただ、市内でDV被害の方で追跡の危険がある方、やはり、加害者と生活圏が同じになってしまう可能性がある方については、市外の母子生活支援施設に入所いただいたということは何回かございました。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） その辺りの緊急性とか社会の状況の変化によって、この三鷹寮の役割というのがやはり必要になってくることがあるんだと思うんですが、今回は特定妊婦支援と一時的な母子の支援が新たに加わるということですが、ふだんは三鷹寮はどういう方が入っておられて、やはり、

[速報版]

特に急を要する人たちや妊婦の人たちを支援しなきゃという何かニーズに迫られて、これを特に支援しようというふうになったのか、その辺りの背景についてはいかがですか。

○子育て支援課長（嶋末和代さん） 現在入所されている方は、やはりDVの被害者であったり、やはり養育困難、ひとり親で養育困難の方、あと離婚や死別で居所がなくなってしまった方などがいらっしやいます。そうですね。母子支援事業のほうは、対象もかぶるところはあるんですけども、やはり入所するには少し時間をいただいています、特にDV被害者の方をすぐ、避難されて、すぐその日に三鷹寮に入所ということはできなくて、やはり一時保護させていただいて、いろいろお話を伺って、母子保護の緊急性など、会議などで判定をして、1週間程度、緊急的な避難場所に行っていた後、入所していただいているような状況です。それをもっと速やかに、そういった重い理由でなくても、ちょっと家族と離れたいとか、そういった、気軽にと言うとちょっと語弊があるかもしれないんですけども、そういった利用しやすい、すぐに、即日入所できるかどうかはちょっとこれから事業団との契約の話にもなるんですが、3日以内程度ぐらいには入所、利用いただけるようなことを考えておりますので、そういった支援を必要としている方々がより早く支援に入れるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） 分かりました。なるべく入りやすいシステムにしてほしいと思います。

この母子支援事業のほうは、市民税非課税世帯や生活保護世帯は免除、90泊を限度ということですが、1組、利用料は3,000円というふうになっています。三鷹寮のほうは、ホームページ見ると、所得に応じた料金を負担していただきますというふうになっているんですが、この料金は何か差があるのか、何か規定が違うのか、この辺りはいかがでしょう。

○子育て支援課長（嶋末和代さん） 三鷹寮のほうも、生活保護世帯などの方、非課税世帯の方は料金は頂いておりません。現在も、現在8世帯の方が入所しているんですが、料金頂いているのは1世帯のみになります。これは規則で決まっております、今回はどちらかというと、1泊単位で御利用いただけるので、他市の同様の事業や三鷹市の子どものほうのショートステイの金額などを参考に、3,000円というふうに考えております。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） 特定妊婦さんのほうは無料で利用ができて、こちらは1泊3,000円ということで、1か月9万円という、結構高いのかなという感じもするんですけども、やっぱりそれは、規定によりこの3,000円という料金は算出されたということで、これが精いっぱいという感じなんですか。

○子育て支援課長（嶋末和代さん） そうですね。やはりほかの事業とのバランスも考慮しまして、3,000円というふうに設定したところです。特定妊婦のほうは、やはり子どもの命を守ることを優先したいと思ひまして、3,000円でもお金がかかるとちゅうちょされてしまう方もいらっしやると思ひましたので、特定妊婦のほうは料金頂かないことにしました。母子支援事業のほうは、先ほども少し申し上げましたけど、レスパイト的な、ちょっと家族と離れたいとか、そういった理由でも御利用いただけることにしておりますので、そういった意味でも、少し利用料頂こうかなというところで決定したところです。

以上です。

[速報版]

○委員（紫野あすかさん） 分かりました。

90泊を限度というふうになっておりますが、90日でこの問題が解決できなかった場合、出ていって下さいというふうになるのか、そこはもう少し柔軟に対応していただけるのか、その辺りはどうなんでしょうか。

○子育て支援課長（嶋末和代さん） 90泊を超える場合は、やはり入所していただいたほうがいいのかなというふうに考えておまして、もう1か月越えるあたりから、入所に向けて検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） 分かりました。

最後に、今回、新しく2つ、それ用の部屋が用意されるということですが、改装とか整備とか、何か新しく調えるというようなことはあるのでしょうか。

○子育て支援課長（嶋末和代さん） 特に、常に空き室は清掃して、次の入所者の方がすぐ入れるような状況にしておりますので、そういったところはないんですけども、入所の方と違って、お布団とか食器とかを持ち込んでいただくわけではないので、そういった、すぐ泊まれるような備品についてはそろえる予定でございます。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） 分かりました。子どもの権利にも関係する重要な施策だと思いますので、ぜひ丁寧に進めていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（谷口敏也さん） ほかにございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

じゃあ、ちょっと委員長を交代してもらいたいんですけど。

○副委員長（紫野あすかさん） それでは、委員長を交代いたします。

○委員（谷口敏也さん） うちの会派でもまず、15世帯分から13世帯ということで、この設置目的というのが、やはり先ほど課長がおっしゃったように、DV関係とか緊急を要するようなことで、本当だったら空けとかなきゃいけないんじゃないかというイメージだったんですけど、今のお話だと、令和3年以降はもうそんなに埋まってないというようなお話でした。この施設を建て替えたときだったか、説明を聞いたときには、こういった三鷹寮みたいなのはどこの市でもあるわけじゃなくて、三鷹はほかの市外からも受け入れているというようなお話で、先ほど御答弁の中にもありましたけど、他の市から来た人で、断ったことがあったというようなお話がありましたよね。そういったときには、うちが例えばこれで13部屋になるわけですから、13部屋が丸々埋まって対応できませんとなった場合に、ほかの受入先というのは十分あるという理解でよろしいんですか。

○子育て支援課長（嶋末和代さん） 連携している母子生活支援施設は都内に幾つもございますので、現在も、ちょっとDVで追跡の危険がある方に管外の母子生活支援施設に入所いただいているケースもございますので、そこは必ず保護先は見つけますので、安心していただければと思います。

○委員（谷口敏也さん） その、新しくできたときじゃないか、建て替わったときだったかと思うんですけど、23区には幾つかあって、市のほうには少ないと言っていた、聞いていたようなイメージがあったんですけど、三鷹市の近くにもあるということでもいいんですか。

[速報版]

○子育て支援課長（嶋末和代さん） 都内には、区部に26か所、市部に、三鷹市入れて6か所ございまして、多摩地域で連携しているところもございますし、世田谷区とか近隣の区部にも連携しているところございますので、必ず、三鷹寮に入れなくても、入所先は見つけますので、御安心いただければと思います。

以上です。

○委員（谷口敏也さん） それで、新規事業ということで、この母子支援事業と特定妊婦支援事業というのも非常に重要じゃ、大切じゃないかなと思うんで、しっかりとやっていただきたいんですが、そうすると、三鷹市立母子生活支援施設条例は、今回改定は15世帯から13世帯に改めるというだけですけど、例えば、この設置の目的、目的はないんですけど、目的を効果的に達成するため云々かんぬんとか、ほかの条例の文章も換えなければいけないようなイメージがあるんですけど、それは、ほかの条例文は換えなくても、ほかの事業をしていいということになるのかどうか、確認したいんですけど。

○子育て支援課長（嶋末和代さん） そうですね。こちらでは指定管理者が行う業務について主に規定しておりまして、それ以外については要綱で定めて実施したいというふうに考えております。

以上です。

○委員（谷口敏也さん） 分かりました。

そうすると、そっか。部屋は13室になって、事業は変わらないから、逆に、母子生活支援施設の一部を使った事業をやるという条例をつくらなくていいの？ これはあくまで13室だけの条例じゃないですか。13室になる条例じゃないですか。ほかの2室は、条例上、定めなくていいの？

○子ども政策部長（近藤さやかさん） そういった点は中でも、法務部門ともいろいろ協議をいたしました。今回新たに実施する母子の生活支援事業とか特定妊婦の事業、これらの事業というのは、そもそも母子生活支援施設を使ってやることを前提にしている事業でございますので、母子生活支援施設の今回の条例は、数を変えるだけでも、これらの新たな事業が実施できるというふうな判断で、今回のような改正になっております。

○副委員長（紫野あすかさん） では、委員長を交代いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 委員長を交代いたしました。

ほかに質疑等は大丈夫ですか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で本件に対する質疑を一旦終了いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 休憩いたします。

○委員長（谷口敏也さん） それでは、委員会を再開いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 議案第64号 三鷹市子どもの権利に関する条例、本件を議題といたします。

本件に対する質疑を終了してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論のある方は挙手をお願いいたします。

○委員（蛸澤征剛さん） 議案第64号 三鷹市子どもの権利に関する条例について、反対の立場から討論いたします。

[速報版]

初めに、本条例が掲げる趣旨、そして、子どもの権利を尊重し、子どもが安心して成長できる環境をつくることそのものに反対するものではありません。しかしながら、条例を制定する以上、その理念だけではなく、条例制定後に生じる懸念や条文が実際の現場にどのような影響を及ぼすかについても十分に検討する必要があります。その観点から、以下、主な懸念点を申し上げます。

まず、第11条では、市民の役割として、その最後のほうに、市が行う子どもに関する施策に協力すると明記されています。この規定が目指す趣旨そのものに反対するものではありません。しかし、条例における主たる責任主体が三鷹市である一方で、市民に対して、市が行う子どもに関する施策に協力することを明記することは、市民に一方的な責任を求める規定と受け取られる余地があります。また、市が行う施策の全てが常に適切であるとは限りません。市民に協力を求めるのであれば、市民の自主性や多様な考え方にも十分配慮する必要があると考えます。

次に、第21条第3項についてです。この規定については、その主語や適用範囲から、誰が、どのような場面において、どこまでの役割を負うのかが必ずしも明確ではないという懸念があります。通常、守秘義務などについては、職務上、あるいは一定の立場にあることによって知り得た情報を対象とすることが一般的であると理解しています。しかし、この条文の適用範囲が明確でないままであれば、市民の日常生活における発言や情報の取扱いにまで影響を及ぼすのではないかと懸念が生じます。市民に新たな役割を課す規定については、その対象となる範囲や責任の所在をより明確にする必要があると考えます。さらに、本条例は教育現場や家庭にも広く関係するものであることから、学校現場において必要な教育指導が不当に制約されることはないのか、また、子どもの権利と保護者が担う養育・教育上の責任との境界をどのように整理するのかについての懸念も残ります。子どもの権利を保障することは重要です。しかし、同時に、学校には教育を行う責任があり、保護者には子どもの成長を支える責任があります。そして、子ども同士の間にもそれぞれ権利があります。だからこそ、子どもの権利を保障することと他者の権利や責任との調整について、条例として、より明確な考え方を示す必要があったのではないのでしょうか。

最後に、条例制定の必要性そのものについてです。市からは、条例を制定しなければ実施できない施策があるわけではないとの答弁もありました。また、三鷹市には既に三鷹子ども憲章が制定されています。そうであるならば、条例を新たに制定することに力を注ぐよりも、既に示されている理念を具体的な施策として実現することを優先すべきではないのでしょうか。パブリックコメントにおいても、市民から具体的な施策を求める意見が多く寄せられています。理念を掲げるだけでなく、その理念を実現する施策の1つとして実現していくことこそが子どもの権利を保障するために重要であると考えます。繰り返しになりますが、子どもの権利を守ることに反対ではなく、この条例によって新たに生じる懸念を解消できないまま条例化することへの反対を示すものです。

以上の理由から、本条例案については、現時点では制定することには賛成できず、反対いたします。

○委員長（谷口敏也さん） ほかにございますでしょうか。

○委員（紫野あすかさん） 議案第64号 子どもの権利に関する条例。

この条例は、2024年より三鷹子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会が設置され、意見交換をしながらつくられました。また、子どもの意見聴取やアンケート、子ども自身が権利について学び、語り合うワークショップの開催、市内の小学校1年生から18歳までの子どもたちを対象にアンケートも実施され、当事者である子どもの声を取り入れられました。パブコメには105件の市民の意見が寄せ

[速報版]

られました。子どもは、1人の人間として尊重され、自分の思いや意見を持ち、それを表明し、自分らしく生きる権利を持っています。この条例は、こうした子どもの権利を三鷹市の市政の基本に明確に位置づけるものであり、大きな意義を持ち、三鷹市の取組をさらに一步前へ進めるためのものです。今、子どもを取り巻く社会の環境は様々です。学校に行きづらさを感じる子ども、家庭の中で悩みを抱えている子ども、ヤングケアラーとして家族のケアを担っている子ども、経済的な困難を抱えている家庭の子ども、虐待やいじめ、差別などによって傷ついている子ども、そして、自分の悩みや困り事を誰にも相談できずにいる子どももいます。こうした子どもたちにとって、あなたはかけがえのない大切な存在ですと三鷹市が条例として明確に示すことには大きな意味があります。子どもが困ったときに安心して相談できること、子どもが自由に意見を言えること、意見を言ったことで不利益を受けないこと、そして、もしも子どもの権利が侵害されたときにはきちんと救済されること、こうした仕組みを、条例の理念にとどめることなく、実際の制度としてしっかり機能させていくことが必要です。相談体制の仕組みや子どもが気軽に意見を言える環境づくりは、これからの検討です。重要な役割を果たす相談員や権利擁護委員の関わり方、権利擁護の仕組み、社会全体や大人こそが子どもの権利についてきちんと理解をするための取組を行うなど、課題はたくさんあります。今後の制度改善や中身の拡充については、丁寧に柔軟な対応を求めます。また、今後、三鷹市の施策を進める際には、継続的に当事者である子どもの声を聴き、その声を市政に反映する仕組みをつくることを求めます。子どもの声を聴くことは、社会の中で声を上げにくい人の声を聴くことにもつながります。

る申し述べましたが、本条例が、誰もが大切にされるまちづくりの基礎になるものであると考え、本議案に賛成します。

○委員長（谷口敏也さん） ほかに討論ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なしということで、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第64号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。賛成多数で、挙手多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○委員長（谷口敏也さん） 議案第66号 三鷹市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本件を議題といたします。

本件に対する質疑を終了してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論のある方、挙手をお願いします。

○委員（紫野あすかさん） 議案第66号 三鷹市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例。

子どもの権利擁護委員の役割は、法律的な問題だけでなく、暮らしや福祉、健康面でのこと、学校との関わり、家庭の問題、社会の問題など、様々な事情を抱える子どもたちの権利を守ることを目的とする重要な任務であると考えます。任務の中身は多岐にわたるものと考えられる。様々な事例において相談

[速報版]

員や市と連携して活動するには、月3日間という業務では終わらないことも考えられ、月額12万8,000円以内という報酬が妥当であるか、今後の運用によっては、改定が必要となることも考えられる。

しかし、まずはこの制度をスタートさせることが重要と考え、本条例に賛成する。

○委員長（谷口敏也さん） ほかに討論はございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なしということで、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第66号について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○委員長（谷口敏也さん） 議案第68号 三鷹市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例、本件を議題といたします。

本件に対する質疑を終了してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論のある方は挙手をお願いいたします。

（「省略」と呼ぶ者あり）

なしということで、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第68号について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

賛成全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○委員長（谷口敏也さん） 議案第69号 三鷹市立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例、本件を議題といたします。

本件に対する質疑を終了してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論のある方は挙手をお願いいたします。

（「省略」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第69号について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

賛成全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○委員長（谷口敏也さん） 休憩いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 委員会を再開いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 健康福祉部報告、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

[速報版]

○健康福祉部長（伊藤恵三さん） 本日の健康福祉部の行政報告は1件で、資料のかがみに記載のとおり、三鷹市福祉Laboどんぐり山の施行状況及び見直しについてでございます。

三鷹市福祉Laboどんぐり山条例の附則第3項では、条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは適切な見直しを行うものとしております。この規定に基づきまして、このたび福祉Laboどんぐり山の施行状況と見直しの案をまとめましたので、御報告をさせていただくものとなります。

それでは、内容につきまして、所管の課長より御説明させていただきます。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） それでは、私より三鷹市福祉Laboどんぐり山の施行状況及び見直しについて御説明させていただきます。資料は3種類御用意しておりますけれども、資料1-2が今回の見直しに係る報告書、資料1-3が報告書の作成に当たって整理した実績やデータとなっております。そして、それらの内容を概要としましてまとめたものが資料1-1となっておりますので、資料1-1を御覧ください。

まず、1ページ、1番の見直しの概要です。

福祉Laboどんぐり山は、高齢社会の進行や介護人財の不足、在宅医療・介護ニーズの増加などを背景として、令和5年12月に開設した施設となっております。条例では、施行後3年を経過した場合に施行状況を検討し、必要に応じて見直しを行うこととしております。今回は、この規定に基づき、これまでの取組を検証し、今後の施設運営や事業の在り方を整理したものとなっております。

検証に当たりましては、事業実績や利用状況、利用者アンケートなどによる内部検証に加え、企業・大学、ケアマネジャー等へのアンケートや地域団体等へのヒアリングなどの外部検証も行っております。これらを基に、必要性・有効性・効率性の3つの観点から分析・評価し、それぞれの機能・事業について、継続、拡充、修正などの見直し結果を整理いたしました。

続いて、2番の施設全体の評価・見直し結果です。3番以降で各センターの機能・事業ごとの分析・評価等を御説明いたしますが、ここではまず、今回の見直しにおける施設全体としての結論をお示しさせていただきます。

各センターでは一部に今後整理・対応すべき事項はあるものの、利用者や関係する専門職等から高い評価を得ており、施設全体としましては、条例に基づく各機能は着実に発揮されていると捉えております。また、指定管理者候補者選定・評価委員会においても、指定期間中の管理運営は適正と評価されております。こうしたことから、福祉Laboどんぐり山は、研究開発支援、人財育成、在宅生活支援など、民間事業者によるサービス提供だけでは担いにくい役割を果たすとともに、その成果を地域に広げ、市全体の介護基盤を支える公共的な拠点として有効に機能していると評価しております。

以上の評価を踏まえるとともに、依然として介護分野に係る社会的背景に変わりはないことから、これまでの成果を生かしつつ、福祉Laboどんぐり山事業を継続したいと考えております。

2ページを御覧ください。3番の管理運営の状況です。

職員体制については、研修の実施回数や内容、受講機会の充実のほか、生活リハビリセンターにおける夜間の支援体制の強化、多様な媒体による情報発信など、事業の実施状況に応じて拡充してまいりました。その結果、計画時の13人から、令和8年度は20人となっております。

経費については、事業の実施状況に応じて職員体制を拡充したことによる人件費の増などから、指定管理料は計画時より増加しております。

[速報版]

管理運営については、指定管理者候補者選定・評価委員会において、適正との評価を受けておりますので、今後も適正な管理運営を継続するとともに、予算と決算の乖離縮小に向けた指定管理料の算定精度の向上や業務の標準化・効率化を進め、安定的な運営体制を整えてまいりたいと考えております。

続いて、4番、在宅医療・介護研究センターです。

主な実績として、令和7年度までに15件の協働研究を実施しており、協働した企業等の77.8%から、研究支援機関として有用であるとの評価を得ております。また、研究成果が市民向けのみたかスマート・ウェルネス推進事業へ発展するなど、具体的な地域還元につながる事例も生まれております。さらに、研究に関わった専門職から災害時の協力の申出や福祉避難所に関する提案が寄せられるなど、研究をきっかけとした波及的な効果も生まれております。

3ページを御覧ください。分析・評価については、3つの機能ごとに整理しております。1つ目の研究開発支援については、企業・大学等に選ばれる支援機関として機能している一方、研究の進捗に応じたさらなる関与や企業・大学等の交流を通じた研究推進の可能性が見られました。2つ目の最新技術の導入・活用支援、3つ目の成果の地域還元についても、それぞれ一定の成果が確認できている一方、展示・体験機会の充実や研究計画の段階から地域還元を見据えて研究を進めることなどが課題となっております。以上分析・評価を踏まえ、見直し結果として、研究開発支援については拡充、最新技術の導入・活用支援と成果の地域還元については継続と整理しております。

そして、この見直し結果を具体化したものが、その下の(3)の今後の方向性となります。今後は、研究開発支援の拡充として、企業・大学等と介護事業者等との連携に加え、企業・大学等相互の交流・マッチングを促進してまいります。また、研究の進行支援や展示・体験機会を充実させるとともに、研究計画の段階から成果の地域還元を見据えた取組を進めてまいります。

続いて、5番の介護人財育成センターです。

令和7年度における市民、専門職向け及び介護人財を育成する研修全ての受講者数の合計は1,638人となっております。また、3年間の平均ですが、研修の満足度は97.8%。介護の担い手についての育成人数については、109人を育成しております。

4ページを御覧ください。3つの機能の分析・評価です。1つ目の介護人財を育成する研修については、専門職のスキルアップを支える場として機能し、新たな担い手も着実に育成している一方で、現場の実情に応じた受講機会の確保や研修の質を継続的に確保していくことが課題となっております。2つ目の市民の介護に関する知識・技術の習得については、介護を身近に学ぶ機会として一定の役割を果たしている一方、より幅広い市民の方に研修の意義が伝わるよう周知を工夫していく必要があると考えております。3つ目の介護事業者等の支援については、求職者と介護事業者とのマッチング支援など、当初想定した取組が十分実施できていない一方、カスタマーハラスメント対策や地域の資源情報の集約・発信など、新たな支援ニーズも見えてまいりました。以上を踏まえ、見直し結果としては、介護人財等を育成する研修については継続、市民の介護に関する知識・技術の習得については拡充、介護事業者等の支援については一部修正・一部拡充と整理しております。

そして、見直し結果を具体化した今後の方向性としては、研修については、地域団体等の連携を深めながら、専門職や市民のニーズに即した研修・講座を企画するとともに、参加者層の広がりを意識した取組を進めてまいります。また、介護事業者等への支援については、求職者等への就労支援から介護事業者等の人財確保支援へ重点を移すとともに、相談支援についても、センターが担う役割・範囲を整理

[速報版]

してまいります。あわせて、カスタマーハラスメント対策について、研修と連動した相談機会を設けるほか、公的サービス、民間サービスを含む地域の資源情報の集約・発信に取り組んでまいります。

5 ページを御覧ください。6 番の生活リハビリセンターです。

主な実績として、令和7年度の入居率は87.9%。利用者満足度は94.1%となっており、買物や調理などのIADLの改善についても、関わりのある専門職の67.6%から、高い改善効果があると評価されています。また、入居者の43.8%が、介護認定の未認定であったり、申請中、区分変更中などの方となっており、介護保険サービスの利用調整が難しい段階の方の受入先として定着しつつあることに加え、宿泊を通じて本人の生活状況や支援上の課題を確認するアセスメントなどによる、地域のケアマネジメントを支える役割も期待されていることが分かりました。

3つの機能の分析・評価です。1つ目の生活リハビリの提供については、高い利用者満足度やADL・IADLの改善効果から、生活リハビリの提供施設として十分に機能している一方、施設で得られた知見やノウハウを地域へ広げていくことや適切な利用日数を整理していくことが課題となっております。2つ目の在宅介護に必要な知識・技術の習得支援については、家族の宿泊や自宅訪問などを通じて、知識や技術だけではなく、本人に応じた支援や関わり方の習得にもつながっており、家族等への在宅介護支援として機能しております。3つ目の研究・人財育成事業の実践・実証については、研究事業では、ベッドセンサーの開発など、実証の場として機能している一方、人財育成事業では、実践的な人財育成への活用方法を具体化していく必要があると考えております。以上を踏まえ、見直し結果としては、生活リハビリの提供については拡充、知識・技術の習得支援と研究・人財育成事業の実践・実証については継続と整理いたしました。

今後の方向性としては、今後は、生活動作の確認や練習、家族への支援を通じて得られた知見・ノウハウを整理し、地域の専門職や家族等が活用できる形で発信してまいります。また、研究事業では、引き続き実証の場として活用するとともに、人財育成事業についても、同一施設内にサービス提供機能を持つ強みを生かし、実践の場として活用する方法を具体化してまいります。

6 ページを御覧ください。7 番のその他の事業・取組です。

主な実績として、協働研究推進室は6室全てが利用されており、令和7年度の事業報告会と健康測定会には308人の方に御来場いただいております。

4つの機能の分析・評価です。各センターの有機的な運営については、3つのセンターが相互に機能を補完し、複合施設の強みを生かした運営が行われております。また、地域交流スペースについては、協働研究推進室のほか、研修室なども研究や地域の高齢者福祉に関する取組の場として活用を進めている一方で、利用対象や利用方法、施設全体の事業との関係性を整理する必要があると考えております。施設の利用促進については、情報発信やイベントによって施設を知っていただく機会を創出し、生活リハビリセンターの利用申込みにつながるなどの効果も見られました。福祉避難所については、一時福祉避難所として位置づける方向で検討が進められていることから、災害時の受入れ体制や設備等を整理する必要があると考えております。以上の分析・評価を踏まえ、4つの取組については、いずれも継続と整理しております。

今後の方向性としては、地域交流スペースについて、各事業との関係を踏まえながら、利用対象や方法等を整理し、市民や介護事業者等に一層活用される施設を目指してまいります。また、福祉避難所として必要な受入れ体制や設備を整理するとともに、実際の受入れを想定した訓練など、必要な備えを進

[速報版]

めてまいります。

最後に、8番の今後の対応です。今回の見直し結果を踏まえ、各機能・事業について、ここまで御説明した今後の方向性に沿って取組を進めるとともに、条例改正の要否について検討を進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上となります。

○委員長（谷口敏也さん） ありがとうございます。市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○委員（佐々木かずよさん） よろしく申し上げます。まず、資料の今読んでいただきました3ページの(2)の分析・評価及び見直し結果というところの1番の研究開発支援の今御説明いただいたんですけど、ちょっと私、これ、意味が分からなかったもので、教えていただきたいんですが、この課題について、2番と3番についての課題は必要性があるということがあるんですけど、この終わり、さっきも読まれましたけれども、企業・大学間の交流を通じた研究推進の可能性も見られたという、この終わり方の意味がちょっとよく分からないので、もう少し詳しく教えていただきたいんですけども。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） こちらの企業・大学等間の交流についてなんですけれども、実際に既に行っておるところもあるんですけども、例えば研究のモニターを集めるに当たって、そちらは研究を行っている団体ではないんですけど、生命保険会社さんなんかもアドバイザーとして私どもの取組に加わっていただいている部分があるので、そういった生命保険の加入者さんのところに訪問するに当たって、モニターのチラシを一緒にばらまいてもらうとか、あとは、研究に必要なアンケートを実施するに当たって、何でしょうね。適正なアンケート、学会とかに通用するような適正なアンケートに通ずるものかどうかというのが、実際にアンケートを集める団体側でよく分からないというか、十分な知識がないということで、市内の大学の講師の方とかをつないで御確認いただくような機会など実施したこともございまして、そういった取組が効果的というところもありましたので、こういった可能性も見られたというふうに書かせていただいております。

○委員（佐々木かずよさん） 見られたなら、課題じゃなくて、成果になるんじゃないですか。それ、今おっしゃってる話は。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 失礼しました。そういった可能性も見られましたので、よりそれを正式な機能と位置づけて広げていくというか、取り組んでいくというところで課題として受け止めておりますけれども、ちょっと記載が分かりづらくて申し訳ございません。

○委員（佐々木かずよさん） じゃあ、ちょっと表現が違った。ではなく、私の捉え方。課題も見られたから、可能性も見られたので、今後もやっていきたいという、さらに進めていきたいということの認識でよろしいですか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） そのとおりで、はい。一部でよい結果がございましたので、そういった取組を前面に出して取り組んでまいりたいというところで、課題として設けました。

○委員（佐々木かずよさん） 承知いたしました。御説明ありがとうございます。

あとちょっと、まずこの資料から行きたいんですけど、4ページ目の(2)、やはり分析・評価及び見直し結果というところに、3番のところカスタマーハラスメント対策というふうにございます。10月から改正労働施策総合推進法があって、カスタマーハラスメントが事業者に義務づけられるというの

[速報版]

がスタートすると思うんですけど、介護業界、私も今回、一般質問でカスタマーハラスメントを取り上げさせてもらいましたけれども、非常にここ、載せていただいたんであれば、やはり福祉Laboどんぐり山には今後もこのカスタマーハラスメント対策について本当に一生懸命取り組んでいただきたいというふうに思っているんですけども、その辺、具体的に何か、どう取り組んでいくのかとか、今の段階で分かることがあれば教えていただきたいんですけど。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） カスタマーハラスメント対策の研修については、これまでも実施しておるところです。やはりカスタマーハラスメントの中でも、日々相談したいというニーズもあろうというところで、その研修と併せて研修後に、講師の方もいらっしゃいますし、プラスアルファでそういった相談ができる方も御用意して相談の時間を設けようということで実施していきたいということ考えております。

○委員（佐々木かずよさん） ぜひまた、ここに相談すれば大丈夫だみたいなところ、拠点になっていただきたいなというふうに思っております。

それから、今後の方向性。次の4ページの(3)、今後の方向性のところのAのところ、職員調査の結果を活用するとともに、地域団体等とあるんですが、地域団体ってどういった団体を想定されているのか、教えてください。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 団体としては、介護保険事業者連絡協議会であったり、あとは社会福祉協議会、あとはシルバー人材センターなどを想定しております。こちらと連携することで、例えば介護保険事業者連絡協議会だと、やはり事業者の皆様の連絡協議会ですので、より皆様が必要としている研修を提供できるのではないかとというところで連携深めてまいりたいと考えておりますし、社会福祉協議会とかシルバー人材センターは、それぞれつながっている市民の方たちというのが、福祉Laboどんぐり山でつながっている方とはまた別の方々と日々取組を進めていらっしゃると思うので、御一緒することによって、福祉Laboの取組をそういった社協とかで関係している皆様に知っていただけますし、逆もあり得るのかなというところで、このように、見直しというか、今後の方向性として定めさせていただいております。

○委員（佐々木かずよさん） 様々な団体と連携をして深めていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

あと、エのところですね。一番最後、下から2行目、民間サービスを含む地域の資源情報。この民間サービスというのはどういったものをお考えなのか、教えてください。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 現時点でもホームページ上に、ちょっと今回、8月の終わりでホームページが変わってしまって、今消えてしまっているんですけど、これまでのホームページで、例えば配食のお弁当の企業というか、企業さんを、30社近くですかね、掲載していたりとか、あとは見守り機器についても掲載させていただいて、そういった情報が集約して、ここを見に行くと、ある程度の情報が集まるということを周知していくことによって、市役所だけではできない、民間サービスも含みますので、そういったところで、例えばケアマネジャーの皆さんは、やはり情報収集というののも1つの必要な業務ではあるんですけど、なかなかそれを集めるのも苦労されるというののも聞いていますので、そういったところで貢献できたりとか、あとは高齢者の御本人様、御家族の方も、ここを見に来ると役立つというような形で育てていきたいというふうに考えております。

○委員（佐々木かずよさん） 今、情報を得ようとする、特に介護、見ている世代は、まずネット

[速報版]

で探すと思うので、ホームページ上に載せていただくのは非常にいいかなと思いますので、今後もよろしくをお願いします。

5 ページに、先ほど御説明で、生活リハビリセンターの実績で、I A D L の改善効果67.6%という表記があったときの御説明が、専門職のとおっしゃった。専門職から見たということなんですが、これ、御本人の満足度ではなく、専門職から見て、何ていうんでしょう。リハビリする前と後で改善されたという数値が67.6%という、こういった認識でよろしいんでしょうか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） おっしゃるとおりでして、なかなか、改善の筋力量とか、そういった正確なデータというのは拾えてはいないんですけども、日々高齢者の方と関わっていらっしゃる高齢者なんでも相談センターの職員様であったりとかケアマネジャーの方に、入居時と退去時で改善効果って既存の制度の介護保険施設と比べてどうですかということをアンケートさせていただいたところ、かなり高い、高い、やや高いというのを合計して、67.6%の方が高いと評価いただいたところでございます。

○委員（佐々木かずよさん） このI A D Lだと、作業というところが含まれる。例えば、包丁で何か切れるようになったとか、はさみで何か物を切れるようになった。道具を使って動けることの評価だと思うんですけども、これって、もちろん専門職から見た面もそうなんですが、御本人の満足度というんでしょうか。できなかったことができるようになったという、こういった評価をされているということはあるですか。そこまではしてない。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） そこまで具体的な質問というような形ではやっていないんですけども、この生活リハビリセンターの利用をした後に御本人様と御家族の方にアンケートを取ってまして、そちらのほうの満足度は、この利用者満足度というふうに書かせていただいているところなんですが、高い評価をいただいているところでございます。

○委員（佐々木かずよさん） 専門職からの見方も大事ですが、やっぱり一番は御本人、また御家族の満足度も大事だと思うので、今後も随時見ていただければと思います。

それから、ちょっと資料の1-3もいいですか、質問しても。この1-3の2ページに、実績というところで相談支援件数というのがあるんですけども、令和6年の合計が111件で、令和7年の合計が46件って、半分以下になっているんですが、これは、この理由は何なのかなってちょっと思ったので、教えていただければと思います。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） こちらは、令和6年度は開設直後というか、初めでしたので、こういった研修をやってほしいとかという、何でしょうね、御相談というかがありましたので多くなってまして、令和7年度はそれが落ち着いたというところでございます。課題のところにも書かせていただいたんですけども、今、人財育成センターの職員のメンバーが、もともとケアマネだったり管理栄養士だったりといったところで、経験も豊富ですし、知見も有している者なので、そういったところを頼って御連絡をいただいているところなんです。ちょっと去年度で退職されてしまったんですけど、看護師の者もいまして、そういったところでも相談いただいていたんですけど、徐々に職員が入れ替わっていくところもあって、そういった知見による相談ができないというところも課題だとは思っていて、今回、カスハラ相談なんかは、ちょっと職員ではなく、専門の方、講師の方とかで相談に乗る機会をつくるのはいかがかなというところで、見直しとして掲載しております。

○委員（佐々木かずよさん） ということは、対応、相談する人材が不足したから件数が減ったとい

[速報版]

うことですか。ではなく、やはり落ちてきてきたから、初年度と次年度、令和6年度と令和7年度では、やっぱり開所当初と落ちてきてきたその次の年だから減ったという認識でよろしいでしょうか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 令和6年度と令和7年度の比較については、落ちていたということで件数が変わっております。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。

このどんぐり山は、介護人財の不足、高齢社会の進行、在宅医療・介護のニーズの増加などの社会的背景を踏まえてスタートしたと先ほど伺いましたけど、この高齢社会の進行、また医療・介護のニーズの増加というのは、社会全体の流れで、本当に止められないと思うんですが、その中で1つ、ここが拠点となって力を入れてでき得ることというのは、やっぱり介護人材を増やしていくということは私たちの力でできるのではないかなというふうに思うんですが、その辺を踏まえて、やっぱり、まず3年やってみて、介護人材の確保、また定着にこの福祉Laboどんぐり山がどのような効果をもたらしたのか、その辺をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 介護人材の確保、育成というところだと、現在行っているのは、ふれあい支援員の養成と、あとは、身体介護のスタートである初任者研修というところをやっておるんですね。効果というところだと、ふれあい支援員につきましては、徐々に増えているのかなというところの感触はございます。事業者支援のところではちょっと課題として挙げさせていただいた直接的なマッチングというのは、なかなか旧職員に対してできていないというところはあったんですけども、今年、ふれあい支援員の講師の方を実際にふれあい支援員を雇用している事業所さんの方にやっていただいたところ、より就労につながったというふうに聞いてまして、ちょっとそういった工夫なんかもやりながら、そこのふれあい支援員の養成と就労というのをつなげてまいりたいというふうに考えておるところです。また、傾向としまして、初任者研修のほうは5人程度で推移していて、今年度ちょっと多くなりそうかな。それでも6人とか7人ぐらいなんですけど、多くなりそうなのと、傾向としまして、みたかふれあい支援員から初任者研修を受ける傾向が結構はっきりと、実際にそういったお仕事をされてない方というのは5人の中で1人いるかいらないかぐらいなので、そういったいい流れができつつあるのではないかと思いますので、引き続き、ふれあい支援員という緩和基準による制度、三鷹市ございますので、生かしながら、介護人材の育成につなげてまいりたいというふうに考えております。

○委員（佐々木かずよさん） その流れはいいなというふうに思います。私もふれあい支援員から介護業界に入りまして、やっぱりいきなりはちょっとハードルが高いんですけど、少し慣れてみてからとか、あと、一緒にやる方が増えて、何か横のつながりができると、じゃあ一緒に受けてみようみたいな、そういった波及効果が生まれると、より増えていくことを願っております。

あと、研究というところで、この研究成果を三鷹市民や、また介護現場にどのようにこの3年間、何か還元されたものがあれば、さっきスマート・ウェルネスという文字ありましたが、それ以外で何かあれば、お聞かせいただければと思います。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） なかなか、地域還元までつなげるというのは時間を要するものですので、あとは、明確にこれだというものもなかなかほかにはないような状況があります。ただ、組み方としては、例えば開発をお手伝いしたのに関しては、三鷹市民の方に特別価格で提供できるような形で、完成した後に市場にリリースしていただいたりとか、あとは、今進めているベッ

[速報版]

ドセンサーであったり、あとは超指向性スピーカーという、指向性のある音が届くことによって、耳が聞こえづらい方も聞こえやすいというようなスピーカーを作っているところもありますので、そういったところは何点か、展示用であったり、お試し利用できるようなものとして提供いただくといったような形で交渉を進めておるようなところでございます。

○委員（佐々木かずよさん） 研究というのは確かにそんなに一朝一夕にできるわけじゃないと思うんですが、何かもしいいものがあつたら、先ほどおっしゃったように、市民特別価格みたいな形で提供していただくと、こういった研究しているんだということの周知にもつながるかなと思うので、御検討いただければと思います。

あと、資料1-3の12ページにやはり、24番のアンケートでしょうか。福祉Laboどんぐり山の周知状況というところで、もちろん大沢地域は、知っているとか聞いたことはあるということで、非常に多くの方に知られてるなって思うんですが、一方で、やはり東部、また井の頭になると、その半分以上という感じで、まだまだ知られてないなというところが非常に課題ではないかなというふうに思っているんですけども、この辺り、せめて市内満遍なく知れるような何か取組等考えていることがあれば教えていただければと思います。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 令和7年度、新しくSNSのXを始めたりとか、あとメールマガジンを始めたほか、やはり大きなイベント、皆様に参加いただきたいイベントなんかは、公式LINEなんかも使いながら周知をしまいたいというふうに考えております。あとは、コミュニティ・センターのお祭りであったりとかというイベントにも顔を出しながら、少しずつですけれども、着実に周知を図っていくことが、遠回りなようで、一番近道なのかなと考えておりますので、そういった周知、積極的に行っていきたいと思っております。

○委員（佐々木かずよさん） SNS、Xというふうにおっしゃいましたけど、これは職員の方が作成されて発信されているんでしょうか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 職員が作って送っております。

○委員（佐々木かずよさん） 前も私ちょっと提案させてもらったんですが、名前、ちゃんと調べてきました。リハシャインみやこんじょというInstagramがあるんです。これはデイサービスの取組を発信してまして、年間300日イベントをしていて、このインスタの登録が62万人という、フォロワーというんですか。私もフォロワーなんですけど、見てると、年を取るのが怖くないというか、本当に楽しくて、ここだったら、自分の親もこんなところだったら、自分の親がもし本当に介護必要になったときに、ここに入りたいな、ここに通わせたいなって心から思う、物すごく発信がお上手なんです。これ多分、こういうのってきっと研究されているんじゃないかなと思うんですけども、何かそういったSNSに関して、きっと、この施設を利用したいとか、何か調べたいと思ってる方って、もちろん御本人もいるかもしれないんですけど、それを見てる家族、介護してる、いわゆる生産年齢というか、若い、親を見てる人たちに届くことで、こんなところが三鷹にあるんだ、ここだったらちょっと行ってみたい、親を行かせてみたいというふうな発信力もすごく大事ではないかなと思うんですが、ちょっとSNSもプロの方にお任せをして、バズるぐらい何か発信してみるとか、そんなようなお考え等は。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 公式Xの活用については私どもも課題というふうに考えておりまして、ちょっとプロの方とか、あとはバズるといった、何でしょうね。今まで関わり、関心がなかった方も引き寄せるほどのものができるかどうか分からないんですが、今はホームページの

[速報版]

お知らせを発信している程度というところになっていきますので、例えば研修の様子だったり、あとは地域に開かれた、施設に向けた事業としてのイベントなんかも今年度積極的に行っていますので、そういったところの楽しい動画のような形で、数秒かもしれませんが、徐々に発信していくことで、少しでもそういった関心を持っていただけるような取組はやっていきたいというふうに考えております。

○委員（佐々木かずよさん） 大変かと思うんですけど、私なんかも一応、本当に拙いSNSやっていても、意外と要望とかコメントがメッセージで届いたりとかするというので、今ってやっぱり、直接電話番号もメールアドレスも公表していますけども、意外とSNSで声が届いたりするというようなのがここ最近感じます。なので、市民の方に見える化というんでしょうか。先ほどおっしゃったように、動画、本当短くていいと思うんですけども、個人情報に留意しながら、お知らせしていく、届けていくという、それを、そして見た方がリポストとかして広げていただけるような形で考えていくのも一つだなというふうに思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

私のほうからは以上です。

○委員（太田みつこさん） よろしく願いいたします。資料1-1、施設全体の評価・見直し結果の部分について伺います。市全体の介護基盤を支える公共的な拠点として有効に機能していると評価できると記載ありまして、とても高い評価をされていますが、どのような成果が市内の介護事業所や地域市民に具体的に広がっているとお考えでしょうか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 各研究のほうも15件という、なかなか初めのところで、その件数がいかほどになるのかというのはなかなか当初では見込めなかったんですけども、これを1つの指標にして今後も進めるだけの件数が得られたのかなとも思っていますし、受講者数についても、令和7年だと1,600人程度ですので、そういった、何でしょうね。次につながる件数とか満足度というのが十分に得られたのかなとは思っています。また、公共施設というところだとなかなか、生活リハビリセンターとか考えますと、介護保険サービスではさまになっているような方々の受入れができておりますので、やはり地域に根差した1つの、介護保険ではない高齢者の方を受け入れる施設として定着しつつあるというところで、十分な役割を担えているのではないかというふうに考えて、このような見直し結果とさせていただきます。

○委員（太田みつこさん） 今のお話で、介護保険のはさまの受入れとして定着しているというお話だったんですけども、こちら、介護保険のはさまで困っている方というのは、どのように御案内されているんですか。市のほうでですか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 実際に福祉Laboどんぐり山が積極的に御案内しているとかということよりも、なんでも相談センターの方であったり、あとケアマネさんなどがやはりそういった方を、例えば退院しなければならない、でも、まだ介護保険がない、どうやって、例えば日中、御家族の方も仕事でいられないとかということだと、やっぱり悩まれるんですね。そういったところで、ここの施設ができましたので、周知も結構、ケアマネさんの方だと7割以上の方が御存じいただいているというか、利用いただいていたと思うんですけども、そういった、市民の方にはまだまだ課題があると思っていますけど、関係する方々にはそれなりに周知が広がってまいりますので、そういったケアマネジメントを行う方から生活リハビリセンターの利用につなげていただくというような流れができておるというふうに認識しております。

○委員（太田みつこさん） ケアマネさんですとかなんでも相談センターとそういったような連携と

[速報版]

いうことで定期的に協議とかされているんでしょうか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 定期的にはそういったところの協議というのは行っていないんですけれども、例えば主任ケアマネジャー会議かな。東西、あと中部とかでもやっているんですかね。そういったところに生活リハビリセンターの職員なんかが出向きまして、私どもの取組を御紹介していることもございますので、そういったものを引き続きやっていくということで、御意見なんかも承ってまいりたいというふうに考えております。

○委員（太田みつこさん） やはり介護認定までに本当にどうしたらいいかというところで、先日、私も一般質問でお話ししたんですけれども、そういったどんぐり山を積極的に、ケアマネさんも、なんでも相談センターももちろんそうだと思うんですけれども、そういったPRといいますか、御案内をもっともっと強化していてもいいのかなと思いましたので、よろしくお願いいたします。

そういった点では、先ほどの施設全体の評価・見直し結果の部分で、社会的背景が大きく変わっていないことを踏まえると、在宅医療・介護の推進の必要性は引き続き高いことからという点で、どんぐり山事業を継続するなんですけど、さらに需要が高まるという意味では、さらに拡充していくという視点も必要かなと思うんですが、継続でとどまっているというのには何かありますでしょうか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 継続にとどまっているといえそうなんですけれども、実際には、地域資源情報の集約とか発信とかというのは実際に行っていたりとか、研究における企業間の連携の促進なんかも、状況に応じて徐々に拡充というか、発展させているところはございますので、この福祉Laboどんぐり山の3つのセンターの取組というのは継続させていただいて、やはり状況状況に応じて、やり方を工夫していったりとか取組を広げていったりとかということは考えておりますので、決して継続するだけというわけではなくて、引き続きこのどんぐり山という施設を継続させていただいて、地域に必要とされるような形態を引き続き育てていきたい、発展させていただきたいというようなところでございます。

○委員（太田みつこさん） 分かりました。事業の継続という意味で理解しました。ありがとうございます。

そういう意味では、機能の強化というところではどの辺に重点を置いていくとお考えでしょうか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 機能の強化で、いずれのセンターもやはり課題があるかなと思っていて、研究については、御質問もいただきましたけれども、やはり地域に還元してこそというところはありますので、還元に向けた、計画時からどういった還元ができるのかというのを考えていきたいと思っていますし、あとは、市民の方に向けて介護に関する研修・講座を行っているところも、やはり福祉Laboどんぐり山の目玉というか、重要な責務だと思っているんですけれども、そこで、やはり福祉とか健康に関心のない方にいかにその意義を感じていただくのかということも積極的にやっていく必要があるかなと思っています。あとは生活リハビリセンター、御質問いただきました、はざまの方に利用されるというのが、ほかの施設にはできない、有利な点というか、設置した意義のあるところだと思っていますので、そういった方を中心に受入れを進めていくというところに力を入れてまいりたいというふうに考えております。

○委員（太田みつこさん） よろしく願います。

また、今の話の中で、様々な方に知ってもらう機会を増やしていくということだと思うんですけれど、例えば各コミセン、コミュニティ・センター、住民協議会ですとかで出前講座をするですとか、どんぐ

[速報版]

り山のPR等を行ってきたりはしてきましたでしょうか、これまで。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 開設する前には結構な、福祉Laboどんぐり山とはというようなところで活動していたというふうには聞いております。ちょっと、開設してからは、福祉Laboどんぐり山に足を運んでいただきたいというところもございまして、ほのぼのネットさんとかというところの見学なんかは積極的に受け入れていますので、やはり、見学に来ていただいて、2階の生活リハビリセンターも御覧いただいて、実感を持っていただくことも重要なと思うので、ちょっと見学に関する周知というか、お誘いというのは今後もやっていきたいというふうに思っております。

○委員（太田みつこさん） よろしくをお願いします。

これまでも厚生委員会のほうで、やはりどんぐり山の場所ですとか行きづらさという点ではバスが出ているということで、もっと町会ですとか様々な地域の方たちに活用してもらうようにPRしたほうがいいのではないかとということをお話ししてきたんですけども、やはり、先ほど佐々木委員からもあったように、大沢地区では定着しているという部分では、例えば、そういったニーズの高い住民協議会の方ですとか、そういった方たちに積極的にどんぐり山を知ってもらうことで利用率も変わってくるのではないかなと思いますので、ぜひそういったような広報的なところを強化していくということについてはどのようにお考えでしょうか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） コミュニティ・センターなんかにもチラシなんかは配布させていただいているんですね。あと、広報的な取組ではないんですけども、例えば地域に開かれた、施設に向けた事業として、イベントを全7回設けて、その一回一回を各住区からバス出るようにとかという工夫であったり、あとは、去年度、一般の市民の皆様向けに、健康見える化測定会という、施設の中にある健康チェックの機器なんかを使っていただくイベントなんかもやったんですけども、今年度は、市民の皆様、直接お申し込みいただくことに加えて、地域の団体様からお申し込みいただいて、日程調整の上、来て、バスを出して、測定していただくというような取組をやっているんですけど、今、団体数、ちょっと覚えてないんですが、150人ぐらいは今年度受け入れる予定でもございますので、そういったバスも活用しながら、福祉Laboどんぐり山、ちょっと場所は三鷹市の端のほうですので、来ていただけるような工夫はやってまいりたいというふうに考えております。

○委員（太田みつこさん） 私も3回ぐらい、町会の皆様ですとか団体の方々を引き連れてというか、一緒にどんぐり山見学させていただくと、皆さんやっぱり、こういう施設が三鷹市内にあるということをしごく心強く思っていて、何かあったらここに頼ればいいんだねということで、実体験を基に感じていただくことが次につながると思いますので、やはりそういった取組も、開設前だけでなく、引き続き強化していく必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。

また、資料1-1の3ページ、介護の担い手育成の人数の部分なんですけども、介護の担い手がこれだけ人数が出たということは評価するところなんですけども、育成した後どういうふうになっているのか、市内の事業所で働いているですとか、こういったような形で活躍されているかということについて伺います。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 初任者研修については、既に働いていらっしゃる方が主となっていますので、そちらは引き続きその事業所で働かれるというところは確認できておるんですけども、御指摘のとおり、ふれあい支援員のところというのは十分に確認できてないところがございまして、そこは課題だと思っていますので、ちょっと、市から委託を受けている業務なので、市の

[速報版]

ほうとも調整しながら、ちょっと追うようにしていきたいというふうには考えております。

○委員（太田みつこさん） よろしくお願ひします。やはりこれだけの人材を出しているということなので、ぜひ地域に還元できる形で活躍していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、4ページなんですけども、地域団体等との連携による研修の質の確保と参加者層の開拓ということで、参加者層の広がりを意識した取組を進めるということで、昨年、子どもたち向けにもたしか講座をされていて、声がかかりまして、私の周りでも何人が行かせていただいたんですけども、こういった取組をもっともっとやはり地域で発信していく必要が、さっきXという話もありましたけど、学校との連携ですとかそういった形で、参加者層の広がりをどういうふうに広めていくというふうにお考えでしょうか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 介護人材の裾野を広げる取組としまして、小中高生の皆様に福祉職に関するキャリア講座というような形で実施しておりますので、こちらについては、学校の皆様方の御協力を得て、チラシなんかを配布させていただいております。参加者層の広がりについては、先ほど別の御質問でもございましたけども、社会福祉協議会であったりとか地域の団体等の協力を通じて、それぞれが日々関わっている市民の方を福祉Laboにも呼んでいただくような取組を考えております。また、今年の3月には、ネットワーク大学なんかも協力いただいて、何でしょうね。サテライト開催というような形で、オンラインをつなげて開催した工夫もやっておりますので、そういった、福祉に関わらない、福祉だけではない団体とも協力しながら、参加者層を広げてまいりたいというふうに考えております。

○委員（太田みつこさん） 大事な取組だと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

また、5ページの生活リハビリセンターについてなんですけど、入居率87.9%、令和7年度実績、この数字をどのように見ているか、お伺ひしたいと思います。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） この87.9%というのが、7部屋ございまして、ちょうど6部屋ぐらい埋まっているような状態なんですね。正直申し上げますと、恐らくここからさらに、実際に今、今年度だと、今95%以上になっているんですけども、なかなか、例えば課題の1つに挙げている入居期間なんかももっと短くして、たくさんの方が利用できるように工夫すると、やはり入れ替わりが生じますので、逆に入居率というのは下がってしまうかなというところもありますので、ここを維持するというような方向で今後も進めてまいりたいというふうにご考慮しております。

○委員（太田みつこさん） 分かりました。ありがとうございます。

この入居、生活リハビリセンターの入居についても、ケアマネさんですとか高齢者なんでも相談センターからの御紹介というところが多いんでしょうか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） そのお二方以外にも、病院様から直接御連絡いただくケースもございまして、最近では、私どもの生活リハビリセンターに入居して、認定が出るまでいらっしゃるというケースだと、結構長い入居になってしまうこともあるので、介護の申請を行ったので入れられませんかみたいなどの御相談もいただいているので、市内の病院ともよりよい連携ができていくというふうにご考慮しております。

○委員（太田みつこさん） 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○委員（蛭澤征剛さん） よろしくお願ひいたします。今回、見直しということなので、まずちょっ

[速報版]

とこの指定管理料のところからお伺いしたいと思います。ここに書いてありますとおり、当初の見込みよりも大幅に、大幅にというのがちょっと分からないんですけども、増えてしまったということがあるんですが、これ、そもそも当初の見込み、これ、指定管理料の増加は人員の拡充によるものかということなので、そもそも当初の見込みの人数体制でできると思っていたものが、蓋を開けたらやっぱりこの人数じゃあ難しいということだったのか、それとも、書かれている、事業の充実ですね。研修とか、支援体制の強化とか、そういう要因で人件費が増加したのか。これ、どちらなんでしょうか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） いずれもだというふうに考えております。やはり事業の拡充もございましたので、その部分で人員が必要になったということもありますし、なかなか当初の段階で人員体制のほうを正確には完全に見込めてなかったのかなというところもありまして、具体的には、生活リハビリセンターは介護保険施設に比べたら介護度の低い方がいらっしゃるところで、そんなにケアは必要ないだろうというところもあったんですけども、実際には、やはり自立、そのお一人お一人に合わせた自立支援だと、ケアをしない代わりに観察というような形で、その方の取組で必要なところをアドバイスする、助言して改善するような取組をやるに当たっては、やはりそれなりに人が必要だったということもございます。あとは、介護人財育成センターだと、もともと1,000人程度の受講を想定しておったんですけども、人数増やしたこともございますし、最初は、何でしょう。福祉Laboどんぐり山、認知度もございませんでしたので、一件一件事業所なんか電話したということもあって、そこが拡充なのか、ちょっと見込みが甘かったのかというところはなかなか判断つかないところなんですけども、そういった要因がありまして、今の体制というふうになっておるところでございます。

○委員（蛸澤征剛さん） 両方の要因があったということなんですけれども、今後、全体的に見ると、やっぱり拡充する方向なのかなというような、見直しを受けた結果。であるならば、今後の見直しについては、やっぱりしっかりここは反省というか、そういったところの記述もあってよかったのかなというふうに感じたので質問させていただきました。

それで、あと、今回の見直しに当たり、見直し結果のところでしたね。社会情勢、社会的背景が大きく変わっていないことを踏まえるということか、私はこれ、どんぐり山のような施設の需要は僕は増えると思っているんです。それは当然ですよ。少子高齢化、どんどん進むわけですから。変わっていないどころか、これは需要が増えるんじゃないのかなというふうに個人的に思っている。僕は専門家じゃないので分からないんですが、で、先ほどのアンケート結果、これですね。資料1-3を見ると、12ページですね。地域によって周知の状況が違うと。これ、恐らく半分ぐらいの方が知らないというような状況ですよ。恐らくこの周知の状況イコール利用率に多分関わってくると思うんですけども、つまり、これ、周知が進めば進むほど、どんぐり山の需要も増えていく可能性があるんじゃないかと。そして、地域別に見ても、市内の割合が減ってきて、だんだんあれですよ、近隣市の方も御利用されていますよね。ですので、さらに需要が増えることを、これ、見込んでいかなきゃいけないんじゃないのかなというふうに個人的には思うんですけども、市のほうはどのように考えていますでしょうか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） まず、需要というか、何でしょう。社会的背景のところなんですけれども、おっしゃるとおり、拡大していくということなんですけども、ここのちょっと記述が不十分だったのかなというところもありますけれども、引き続き、この課題は現在もあるというような書き方でしたので、ちょっと、拡大というよりは、項目があるというような書き方になって

[速報版]

しまっております。あとは、今後、福祉Laboどんぐり山の事業の需要のところなんですけど、確かに増えていくところは想定されるんですけども、施設として実施しておりますので、やはり、容量というか、キャパシティには限界がありますので、直ちにその、例えば生活リハビリセンターだと7部屋が、もっと稼働したとしても7部屋が限界ですので、この人員が、今後の想定として、もっと職員体制を充実させなくちゃいけないというところまでは想定はしていないところでございます。

○委員（蛭澤征剛さん） 部屋数が限られているというのはもう私も分かっているところなんですけども、もし、今、先ほどお伝えしたとおり、近隣市からもやっぱり需要が押し寄せてきていると考えると、別に市民を優先させなきゃいけないというわけじゃないですが、その辺りのバランスも考えていかなきゃいけないかもしれないということなので、そういった見通しを持っていらっしゃるのかなということでお伺いさせていただきました。

それに絡めると、この人材育成の部分というのがやっぱり気になりまして、今回これを見ると、唯一、縮小というか、これ、取りやめなんですかね。これ、一部修正のところですね。マッチング支援等は実施できておらずって書いてあるんですね。これ、実施しなかったってことですよね、これ、つまりは。これから人材不足だ、人材不足だと言われてるのに、ここはやらないんだというふうに私はちょっと思ってしまったんですね。ここ、意味が分からなかったんですけど、これ、マッチング支援はしないけれども、人材確保支援はするという、ちょっとこれが意味が分からなくて、せっかくこれ、いい機能があるのに、マッチング機能はもうやめてしまうのかというのは非常に残念なんですけども、この辺りの説明にもうちょっと付け加えていただけるとありがたいです。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） ちょっと記載が分かりづらくて恐縮なんですけれども、この求職者に向けた取組というのは、ちょっと一旦ここは、今、民間事業者さんとかで転職の業態なんかも充実していますので、ちょっと福祉Laboどんぐり山として、求職者に対するアプローチというのは、何でしょう。当初想定していましたけど、控えるというか、そっちを重視するのではなくて、介護事業者さんの人材確保に当たって、例えば求人情報を福祉Laboどんぐり山のホームページに載せたりとか、事業者さんの、何でしょうね、人材確保に関するところというのを力を入れていきたいというようなところで書いていますので、人材確保が重要だという認識としては私どもも持っておるところです。

○委員（蛭澤征剛さん） じゃあ、積極的にマッチングはしないけれども、人材育成はしました、ただ求人は紹介しますよと、そういうような認識ですか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） そうですね。マッチングというようなところというのはちょっと手放して、実際には、実施したいというふうに今考えておるのは、民間企業のところで就労支援というのは積極的に今もやられているので、今聞くのは、外国人の方に関して人材をどうにか確保できないかというところがございまして、市内に日本語学校もございまして、そういったところに介護について知っていただくとともに、市内の事業所の方につながるような取組をやってまいりたいというふうに考えておるところでございます。それが、ちょっと、マッチングという表現が適切なのかというのは難しいところなんですけども、人材確保事業としてそこをやっていきたいなというふうに考えております。

○委員（蛭澤征剛さん） じゃあ、どんぐり山で人材育成をして、ちゃんと紹介はしていますよという認識では合ってますかね。それで終わりではなくて、せっかく育てた人材をやっぱり市内の事業者の

[速報版]

ほうには紹介はしているという。

○健康福祉部長（伊藤恵三さん） 先ほどの担当課長の答弁でもございましたとおり、まず、介護人材の確保につきましては、ふれあい支援員の養成を通して、その後、介護初任者のほうに、研修のほうにステップアップする、そういった取組をしておりますし、また、研修の講師でいろいろ事業者さんにやってもらう中で、そこで実際、その事業者さんの声を、事業者さんの教室に参加する中で、その事業者さんの思いだとか、そういったことを聞く中で、利用者さんのほうから事業者さんのほうにアプローチがあって、そういった中で、マッチングというか、紹介というか、自分が介護職員として従事したいというモチベーション、そういったことを養成しているような形になっております。先ほどの答弁でもありましたとおり、就労支援につきましては、一定程度、民間による求人・就職サービスが普及しておりますので、そういったことについては、今後についてはちょっと考えていく、実施しない方向で考えておまして、介護事業者は人材確保・定着支援というのが大きな課題となっておりますので、研修だとか、そういった取組を通しながら、介護事業の人材確保・定着につなげてまいりたいとは考えております。

○委員（蛸澤征剛さん） 分かりました。ありがとうございます。ちょっとしつこく聞いてしまって申し訳ございません。ちゃんと接続があるのかなということを確認したかったので、やっぱりちょっとマッチングというと丁寧過ぎるなと僕も思っていたので、よく分かりました。ありがとうございます。

それで、もう一つの生活リハビリセンターのほうはやっぱりすごく充実しているのかなという印象を受ける反面、やはり私、気になるのは、この研究のほうなんです。これはちょっと、苦情というか、文句というかなんですけれども、研究支援機関としての評価、77.8%が有用と評価と書いてあるんですけれども、これは結構高いなと思って、よくよくこの資料を見たら、有用と評価しているのは55.6%なんです。これ、やや有用も混ぜて77.8%なので、ちょっとこの表記の仕方はいかがなものかなと思いました。これ、ほかのところもありまして、ほかのところはちょっと低いほうに合わせているので、そっちはしょうがないかなと思うんですけれども、ちょっとこの表記の仕方として、これは誤った印象を与えかねないと思うんですけれども、この辺りは、なぜこれ有用というふうにしたのか、ちょっと、ここに、やや有用と合わせてというふうに書くのが筋ではないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） そうですね。注釈というか、説明が不足していたというふうに言われてしまいますと、そのとおりですので、ほかの満足度なんかも段階的に設けているところがあって、満足か不満足かというのを分けて表記する中で、ここは足し算しているというところですので、ちょっとその表記は気をつけてまいりたいというふうに考えます。

○委員（蛸澤征剛さん） これ、この円グラフを見ると、有用とやや有用では、ちょっとというか、結構ニュアンスが私、違うと思っているんです。だから、ここは、受け取り方次第なのかもしれないですけど、データを表記する場合には、ここはやはり正確にやるべきではないのかなというふうに思います。

ちょっとそもそも論になってしまうんですけれども、この研究支援、研究開発支援ですね。この研究開発支援というのは一番の目的は何なんでしょうか、簡単に一言で表すならば。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 研究というような形で実施しておりますので、やはり、社会的背景にも掲げました、介護分野を取り巻く課題がございますので、そういった課題に対

[速報版]

して少しでも、新しい解決方法とか、新しい製品によって見守りが充実するとかというところにつなげたいというところで実施しておるものです。

○委員（蛭澤征剛さん） 分かりました。ありがとうございます。

少しでもそういった状況に寄与するためだということが確認できたんですけども、そこで、先ほどのデータに戻ると、有用と答えたのが55.6%でした。これ、企業さんとか大学さんですかね。やはりここで、これ、課題にも書いてあるんですけども、地域還元、やっぱりここが一番の目的であるはずなのに、これ、有用だった研究支援を見ると、一番低いんですよ。研究成果の地域展開に向けた支援って、ここがやっぱり一番低くて、この辺り。一番高いのが現場との橋渡し。これもすごく重要だと思うんですけど、地域還元効果がやっぱりすごく低いんじゃないのかなということで、もちろん研究なので、さっきおっしゃっていましたが、すぐには結果が出ないというのは承知はしているんですけども、やはりこの辺りの、今回、拡充となっていたので、拡充ということは、予算が配分され、増額されたり、もしかしたら人員がそこに配置されたりする可能性があるんで、この辺の見直し結果というのは妥当だったのかと。今回は、効率性、有効性、何でしたっけ。3観点ありましたよね。必要性・有効性・効率性、これから見たときに、この研究開発支援を拡充していくということは妥当だったのかということをやっとお伺いしたいと思います。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 拡充という言葉を使っておるんですけども、実際には、研究開発支援の中の実施方法のところ、企業と企業をつなげたりとか、あと企業と介護事業者をつなげて、より効果的な取組として実施してまいりたいというところで設けていますので、ちょっと予算のところのお話というのはなかなかここで明言することというのは難しいんですけども、新たに機能を設けるとかというところで拡充というふうに記載しているというところではございません。

○委員（蛭澤征剛さん） 分かりました。

あと、お伺いしたいのは、この研究のテーマですね。たくさんの企業さん、大学さんとか、それぞれの専門分野の方々と連携しているとは思いますが、今後は研究計画の段階から地域還元を見据えて進めていく必要があるというふうに課題をやっぱり挙げていらっしゃるんですよね。そうすると、この提携する企業さんだったり大学さんも、こちら側からやっぱりアプローチをかけていく必要があるんじゃないのかなと思うんです。今までは恐らく、こういうのどうですかって向こう側から提供されていた部分があると思うんですけど、これからは積極的に、地域還元をするためにこういう研究をしたいんですけども市側から発信していかなくちゃいけないと思うんですが、その辺りはいかがお考えでしょうか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） おっしゃるとおり、そちらの点、私どもも課題と思ってまして、ちょっと記載がどこにあったかというのは覚えてないんですけども、積極的に関わってまいりたい。特に企業の方に関して、私どもも市として課題はもちろん持っていますので、そういった課題にはまるようなメーカーとか大学とかにアプローチも必要だなというふうには思っておるところでございます。

○委員（蛭澤征剛さん） ありがとうございます。

最後、ちょっと要望みたいな形になるんですけども、地域還元、やっぱり僕、これがすごく大事だと思ってるんで、もしこれを続けていくな。本来、こういう研究って、国がお金を出して専門の研究機関でやるべきだと思っているんですけど、これはちょっと自治体単位で本来はやるべきことではないんじゃないのかなと。前も何か御質問させていただいたとき、やっぱり予算が少額じゃないですかと、研

[速報版]

究費がということで、もうちょっとお金があればもうちょっとほかのこともできるみたいな、たしかお話聞いた記憶があるんですけども、中途半端にやるとやっぱり、無駄になるとは言いませんけれども、やっぱりやるからにはというところがあるので、今の質問させていただいたのがあります。

もう一つ、スマート・ウェルネス事業が実際に事業化につながったということなんですが、ちょっとこの中身、成果は聞きました。御報告いただいたんですけど、どのような中身で、どういう、何だろうな、実験をしたのかとかいうのをもう少し御提供いただけたらな。こういうところで、もし見直しと言うのであれば。これ、たしか7割以上の方が運動習慣が定着したということだったんですけど、それはスマートウォッチつけたら運動するよねとかってこちらとしては思ってしまうんで、それをつけた方とつけなかった方で比較して、こういう研究成果がしっかり出たんだよとか、簡単なものでもいいので、今後、こういう見直しの機会には、研究成果がしっかり出たのであれば、つけていただきたいなと要望して、終わります。

ありがとうございました。

○委員（伊藤俊明さん） もうかなりほかの委員の方からも意見出尽くしたところでございますが、でも、ただ、非常にね、令和5年の12月に福祉Laboどんぐり山、開所式にも出させていただいて、高齢社会の進行と介護人財不足と医療・介護ニーズの増加ということで、まさに今日的なテーマで、何とか頑張ってもらいたいと思う反面、限られた予算の中で大変だなという思いはしているんですね。そういった中で、当初13人の計画でやったのが、これが20人になったということで、経費の流れもあるんですが、これ、経費のところ、令和7年、令和8年度とあって、何で令和6年度は入れてないのかなと思って。この辺は何か書き方で、計画時が13人で、それで、令和8年は20人ですよ。例えば令和7年は17人だったとか、これ、何で3年というか、当初から、令和5年の12月になったのに、ここに2年間だけで、何で3年間書いてないのかなと。何か意味あるのかな。そうすると、もっと流れがよく分かって、いかに、一般会計からも出さなきゃとか、なかなか、職員体制が充実させなきゃいけないからなんだけど、もう少し数字の流れとあれが、1個抜けるだけで何か急にぽっとなっちゃったような印象を受けたんだけど、どう？

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 紙面のスペースの関係で省かせていただいたところなんですけども、おっしゃるとおり、徐々に拡充というか、必要な体制を整えていって、現時点というような形で令和8年度を書かせていただいたところでございます。

○委員（伊藤俊明さん） あくまで紙面の都合上なの？ ただ、せっかくスペース、3年間の見直しと言うから、いやあ、ちょっと、3年間がもう少し詳しく分かったほうがありがたいなと今、細かいことで恐縮でございますが、ということと、あと、他の委員からいろいろ意見出たんで、言うべきことはほとんどないんだけど、いかんせん、これだけの施設なんだけど、その周知がね、特に我々、私の北野のほうの人は全然というか、東側はもう本当に認知度が低くてね、そこを何とか改善してもらいたいというのが僕の願いで、この施設見学の状況也非常に年々少なくなっているんで、それと、この23番のイベントの実施状況ありますよね。それで、イベントをやると、令和5年のオープニングイベントでも184人来ているし、1周年記念でも157人。これ、やっぱり毎年、何かイベントをね、こういう、3年なら3周年だし、何かしらイベントをね、とにかく足を運んでもらって、施設を見てもらって、こんなにいろんな意味で役に立っているということをアピールしてもらいたいと思うんですが、どうなんでしょう。大変？ イベントを打つということは。

[速報版]

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 確かに、ちょっと、大々的なイベントとなると、準備が必要となりますので、毎年実施するとかというのは検討していきたいというところなんですけども、ちょっと何周年とかタイミングを捉えて、やはりそういうものも必要だとは思っていますので、それは前向きに考えたいと思っています。今も各イベントとしては、大々的ではないんですけども、御質問の中にもありました、地域、どちらからでも、団体様で見学であったり測定会であったりも承っていますので、周知とセットになると思うんですけど、周知も図りながら、そういったほうにも御参加いただきたいというふうに考えております。

○委員（伊藤俊明さん） まさにそういうセットでいろんな、あと出前もやっていただいたりということと、あと、先ほど来、他の委員からありましたが、研究成果を地域にいか還元して、この施設があったことによって三鷹市民がどんなに健康になれたかとか、さっきのスマート・ウェルネス推進事業じゃないですけど、そういうところも併せてアピールをもっとしてもらえたらなという思いでいっぱいでございます。この施設の認知度その他のところでも、これがいかにせん低過ぎるなと思って、あと、市民への還元ということを忘れずやってもらいたい。あと、地域的なちょっと偏在性があるんで、広く、あまねくPR、広報に力入れてもらいたいなと要望して、終わります。

○委員（紫野あすかさん） すいません、ちょっとだけ。この福祉Laboどんぐり山の一番大きな目的は、やはり介護人材の育成のための施設であるということだと私は思っています。今回、資料が3つありまして、それぞれが同じ数字が載っているんですが、すごくちょっと、全部を見ていると分かりにくいんですが、資料1-1の3ページの介護人材育成センター、これの主な実績とあって、令和7年度実施、受講者数、1,638人。満足度数、97.8%。介護の担い手育成人数、109人とあります。だけど、この109人は令和5年から令和7年度の累計であって、1,638人は令和7年度の受講者数ですよ。もし、これ、令和7年度の1,638人中何人担い手ができたのかと、令和7年度だけのことで考えると、35人ですよ。この数字、資料1-3見ると。それで、じゃあ、その109人、これまで109人の担い手育成人数が令和5年から令和7年度累計あったとしたら、受講した累計、令和5年から令和7年に受講した人は4,087人になると思うんですよ、これを見ると。だから、ここだけ何で令和7年度の受講者数で、介護の担い手人数が令和5年から令和7年の累計になっているのか。これ、ちょっとやっぱり、こんなに、1,600人受けて109人ももう人材ができていんだ、へえ、実績というふうに思うけど、本当は4,087人受けて109人なんじゃないのかなって思ってしまったんです、私は。何か、どうでしょうか。そのくり方というか、こっちを見ると、この資料1-2を見ると、介護の担い手人数109人と書いてあるだけで、令和5年から令和7年の累計という言葉も消えてるんですよ。だから、ちょっと何か、数を、何かこうね、ずるとは言いません。言いませんが、何となく、3つをちゃんと熟知して見ないと事実が見えてこないような気がするんですが、何か別に意図されたわけではなく、紙面の関係でこうなっているんですか。

○福祉Laboどんぐり山担当課長（前田裕章さん） 資料1-2の記載で、令和5年—令和7年度の累計というところは、ちょっとここは記載しておくべきだったというふうに考えております。資料1-2ですね。報告書のほうの11ページ、こちらには書いてないですよというところは、はい、書いておくべきでございました。

もう一つの資料1-1の3ページの下のところですね。受講者数は令和7年度で、担い手のところは令和5年から令和7年というところなんですけど、ちょっと、これは私のニュアンスというか、感覚のと

[速報版]

ころかもしれないんですけども、受講者数というのは単年度で表記したほうが規模感が分かりよいかなと思って、単年度で書かせていただきました。介護の担い手の育成人数というところは、開設以降これだけ育成していますよというところでお示したほうがよろしいかなというふうに思ったところなんですけど、ちょっとそここのところが、私の感覚が一般的でなかったというところであれば、ちょっと、失礼いたしましたというところになります。

○委員（紫野あすかさん） やっぱり数字って、そのように印象づけようと思ったらできてしまうと思うんですね。やっぱり、こういう実績を振り返って、３年間こうやって見ていくときに、正直、正直というか、分かりやすく、見て分かるような資料、３つ見比べないと何か見えてこないみたいなのは困るんじゃないかなと。それで、令和５年度は受講者数がこれだけだったけれど、令和６年はこれだけ増えて、令和７年はもっと増えたとかね、そういうふうに数字って見ていって、分析していくもんだと思うので、何か、ここだけ急に累計とか、ここだけは令和７年度みたいな表記はちょっとやめていただきたいというふうに思います。

○委員長（谷口敏也さん） 言い訳は。

○健康福祉部長（伊藤恵三さん） 数字の取り方は意図的なものではないんですけども、ただいま御指摘いただいたとおり、やっぱり統一感というか、資料ごとにちょっと取り上げている数字も違うものもありますので、まだこちらは報告書のほう、案になっておりますので、今後、御指摘いただいた点、今言った受講者数だとか担い手の育成の部分だとか、あと指定管理料のところとか人数のところも含めてちょっと見直しをさせていただきまして、確定したものを再度議員の皆様にお配りしたいと考えております。

○委員（紫野あすかさん） ぜひよろしくお願いします。

今回、この表題が福祉Laboどんぐり山の施行状況及び見直しについてと書いてあるので、何か見直しするのかなというふうにまず思ったんですが、最後に、今後の対応で、今後の方向性に沿って取組を進めるとともに、条例改正の可否について検討すると書いてあるんですけども、これはいつ検討して、いつ、この見直しをするか、しないかというのはどういうふうに決められるんでしょうか。

○健康福祉部長（伊藤恵三さん） まず、今回の報告の件名につきましては、条例の附則第３項の規定に基づいて見直しという表現を使っておりますので、その表現に倣って、今回の件名についてもそういった表現をさせていただいたところでございます。

そして、今後、今回のこの見直しを受けまして、本年の１２月に条例施行から３年を迎えることになりますので、今回の見直しでは、現行条例に基づく事業がおおむね有効に機能していること、そういったことを確認させていただいて、施設全体としては継続していきたいという方向性を整理しておりますので、一方で、今回の見直しの中で幾つか課題も出てきております。それで、条例制定時には十分整理し切れなかった事項も見えてまいりましたので、また、議員のほうからも、他の議員からいただいたとおり、生活リハビリセンターにおける利用につきましても、今、市民、市外の利用ということで両方から利用ができますけれども、実際、その市民、市外の利用の在り方だとか費用負担についての考え方なども論点としては整理を進めていきたいなと思っておりますので、そういったことを含めて検討しまして、条例改正を行う場合には、１２月の議会が１つのタイミングになると考えておりますので、そういった論点整理しながら、条例の改正の可否について、有無につきまして検討してまいりたいと考えております。

[速報版]

○委員（紫野あすかさん） ぜひ、正しいデータに基づく判断というかね、検討していただきたいと要望します。

終わります。

○委員長（谷口敏也さん） ほかに質疑ないですか。大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、以上で健康福祉部報告を終了いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 休憩いたします。

○委員長（谷口敏也さん） それでは、委員会を再開いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 4、管外視察について、本件を議題といたします。

○委員長（谷口敏也さん） 休憩いたします。

○委員長（谷口敏也さん） それでは、委員会を再開いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 管外視察については、お手元に配付した日程案のとおり進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、ダイヤの改正などに伴い、時間につきましては若干前後することがありますが、あらかじめ御了承願います。

○委員長（谷口敏也さん） 5、所管事務の調査について、本件を議題といたします。

健康、福祉施策の充実に関すること、本件については引き続き調査を行っていくということで、議会閉会中の継続審査を申し出ることにはしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしということで認めます。さよう決定いたしました。

○委員長（谷口敏也さん） 6、次回委員会の日程について、本件を議題といたします。

次回委員会の日程については、本定例会最終日であります9月30日の水曜日とし、その間必要があれば正副委員長に御一任いただくことにしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

○委員長（谷口敏也さん） 7、その他ですが、何か皆様のほうからございますでしょうか。なしでよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、特にないようですので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。